

目 次

会期日程表	1
-------------	---

第 1 号（6月13日）

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
議案第33号の上程、説明	6
議案第34号の上程、説明	7
議案第35号の上程、説明	8
議案第36号の上程、説明	8
議案第37号の上程、説明	9
議案第38号の上程、説明	10
議案第39号の上程、説明	11
議案第40号の上程、説明	11
報告第4号の上程、報告	12
報告第5号の上程、報告	13
報告第6号の上程、報告	14
報告第7号の上程、報告	14
報告第8号の上程、報告	14
休会について	15
散会の宣告	15

第 2 号（6月16日）

開議、散会の日時	17
出席議員	17
欠席議員	17
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	17
事務局出席者	17

議事日程	18
開議の宣告	19
一般質問	19
宮 城 貢 議員	19
吉 浜 覚 議員	23
大 山 美佐子 議員	31
大 城 邦 彦 議員	34
新 崎 悟 一 議員	36
宮 城 美和子 議員	46
宮 城 良 治 議員	49
前 田 孝 議員	55
散会の宣告	57

第 3 号（6月17日）

開議、散会の日時	59
出席議員	59
欠席議員	59
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	59
事務局出席者	59
議事日程	60
開議の宣告	61
議案第33号の質疑、委員会付託	61
議案第34号の質疑、委員会付託	62
議案第35号の質疑、委員会付託	64
議案第36号の質疑、委員会付託	65
議案第37号の質疑、委員会付託	65
議案第38号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	66
議案第39号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	66
議案第40号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	67
諸般の報告	67
散会の宣告	68

第 4 号（6月19日）

開議、閉会の日時	69
出席議員	69
欠席議員	69
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	69
事務局出席者	69

議事日程	70
開議の宣告	71
議案第 3 3 号及び議案第 3 7 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	71
議案第 3 4 号～議案第 3 6 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	74
議案第 3 8 号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	77
意見案第 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	78
決議案第 1 号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	80
閉会の宣告	82
署名議員	82

令和 7 年第 5 回定例会会議録
(会期日程表)

開会 令和 7 年 6 月 13 日
会期 7 日間
閉会 令和 7 年 6 月 19 日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
6 月 13 日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明・報告 5 件 (本会議終了後 全員協議会)
6 月 14 日	土	休 会		議案検討
6 月 15 日	日	休 会		議案検討
6 月 16 日	月	本会議	午前10時	一般質問
6 月 17 日	火	本会議	午前10時	議案第33号及び第37号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第34号～第36号質疑、総務常任委員会付託 議案第38号質疑、予算審査特別委員会付託 議案第39号及び第40号質疑、委員会付託省略(即決)
		委員会	午前11時	議案第33号及び第37号経済建設常任委員会 (説明～採決)
6 月 18 日	水	委員会	午前10時	議案第34号～第36号総務常任委員会(説明～採決)
			午前11時	議案第38号予算審査特別委員会(説明～採決)
6 月 19 日	木	本会議	午前10時	議案第33号及び第37号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第34号～第36号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第38号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 意見書等の処理 (閉会)

会期日数 7 日間 本会議日数 4 日間 委員会日数 2 日間 休会日数 2 日間

※各委員会及び最終日の本会議の開議時間については、状況次第では予定時間より前後する場合があります。

令和7年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 令和7年6月13日

1. 開会、散会の日時

開 会 (令和7年6月13日 午前10時00分)

散 会 (令和7年6月13日 午前10時40分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

3 番議員 大 城 邦 彦

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 大 山 美佐子

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 美和子

10 番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 友 寄 景 善 教 育 長 宮 城 政 信

副 村 長 宮 城 豊 教 育 課 長 宮 城 利 安

総 務 課 長 真喜志 亮 農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 地 亮

財 務 課 長 前 田 佳 政 監 査 事 務 局 長 知 念 和 史

住 民 福 祉 課 長 宮 城 敦 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 真喜志 亮

企 画 観 光 課 長 佐久川 紀 亮

産 業 振 興 課 長 福 地 亮

建 設 環 境 課 長 花 田 義 徳

会 計 課 長 島 袋 未 来

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 知 念 和 史 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	議案 第33号	結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約の変更について	提 案 説 明
6	議案 第34号	和解及び損害賠償の額の決定について	提 案 説 明
7	議案 第35号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	提 案 説 明
8	議案 第36号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	提 案 説 明
9	議案 第37号	大宜味村始めはシークッカーサーで乾杯条例	提 案 説 明
10	議案 第38号	令和7年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	提 案 説 明
11	議案 第39号	令和7年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	提 案 説 明
12	議案 第40号	令和7年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算（第1号）	提 案 説 明
13	報 告 第4号	第3期大宜味村子ども・子育て支援事業計画の策定について	報 告
14	報 告 第5号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）	報 告
15	報 告 第6号	令和6年度大宜味村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	報 告
16	報 告 第7号	令和6年度大宜味村一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について	報 告
17	報 告 第8号	令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について	報 告

◎開会及び開議の宣告

- 議長（大城佐一） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから令和7年第5回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（大城佐一） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 前田 孝議員及び7番 新崎悟一議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（大城佐一） 日程第2 会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの7日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から6月19日までの7日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（大城佐一） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付していますので、お目通しください。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（大城佐一） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申出がありました。これを許します。村長。
（友寄景善村長 登壇）
- 村長（友寄景善） おはようございます。
令和7年第5回定例会議案提案に先立ち、一般行政報告といたしまして、3月から5月までをかいつまんで報告申し上げます。議案書の3枚目を御参照ください。
3月1日に辺土名高校、7日には大宜味中学校、18日には大宜味小学校の卒業式に出席し、門出を祝いました。

21日には、大保ダム水源地域ビジョン推進協議会を大保ダムのぶながや館で開催し、地域自治体、ダム管理者が共同で事業及び計画などを円滑に進めていくことを話し合いました。

25日には、北部合同庁舎において、北部医療センター整備協議会及び北部医療財団設立総会に出席し、北部医療センター整備の進捗状況と今後のスケジュールなどを確認しました。

26日には、一般財団法人地域活性化センターと地方創生に向けた人材育成に関する連携協定を締結し、今後地域づくりの中核リーダーとなる人材育成の研修を実施してまいります。

ページをめくりまして、4月4日には、庁舎玄関前において春の交通安全運動大宜味村出発式を行い、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践による交通事故防止の徹底を呼びかけました。

13日には、那覇市内において大宜味一心会総会後の懇親会に課長以上が参加し、郷友会と母村との懇親を深めました。

27日には、新たに村の鳥として制定したホントウアカヒゲの巣箱づくりを旧大宜味小学校の集い室で村内の小学生とともに参加しました。役場裏手の木に8個設置しています。

30日には、自治会館において開催されました令和7年度沖縄振興拡大会議に出席し、県事業の説明報告や本県の課題等が話し合われました。

ページをめくりまして、5月2日には、3村と名護警察署との犯罪被害者支援の連携協力協定を本村役場で締結し、相互に連携して被害の回復や安全で安心して暮らせる社会の実現を目的としています。

21日には、ドローンによるシークワサー樹園地での防除実演会が大工又地区であり、新たな防除体制の確立と農家の負担軽減に期待が寄せられています。

26日には、北部会館において総合事務局開発建設部と北部市町村会との懇談会があり、本村としては国道58号役場入り口付近の右折帯の整備と国道58号の舗装修繕を要望しました。

27日には、村民の声を直接聞く日を設定し、相談、要望、提案、情報提供等が寄せられました。適切に対応してまいりたいと思います。

28日には、県庁において令和8年度沖縄振興予算要請に向けた意見交換会があり、本村としては減額されている一括交付金の要望額の確保とハード交付金についても要望額の確保要請を国に働きかけてほしい旨、要望いたしました。

なお、令和7年度入札結果報告書を添付しておりますので、お目通しください。

○ 議長（大城佐一） これで行政報告を終わります。

◎議案第33号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第5 議案第33号 結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第33号 結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約の変更について

令和6年8月6日締結した結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

1 既契約金額 金7億620万円

- 2 増 額 金3,223万9,900円
3 合計変更契約金額 金 7 億3,843万9,900円

令和 7 年 6 月13日提出
大宜味村長 友寄景善

提案理由

人工リーフ工、突堤工、仮設道路工等の数量変更に伴い増額変更の必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

今回の請負契約金額の増額については、説明資料に変更箇所対照表等を添付しております。

なお、詳細につきましては、委員会において担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第34号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第6 議案第34号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第34号 和解及び損害賠償の額の決定について
上記の議案を次のとおり提出する。

1. 和解及び損害賠償の相手方 沖縄県名護市我部祖河1197番13、株式会社知的障害者支援センター
かけはし、代表取締役社長、氏名については割愛させていただきます。

2. 事案の概要 令和6年12月24日に本村から転出した障害支援区分支給決定障害者の本村における
障害支援区分支給決定時の事務処理において、不適切な事務処理があり、転出先市町村が障害支援区分
の支給決定を行う際に必要となる情報を速やかに転出先市町村へ提供できず、支給決定が令和7年5月
1日となったことに伴い、転出した翌日から支給決定日の前日まで、約5ヶ月間の障害福祉サービスに
係る介護給付費・訓練等給付費について損害が発生している。

3. 和解の内容 大宜味村は、1の相手方に対し、4の額の損害を賠償する。なお、本件賠償額のほ
か、大宜味村及び相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認し、今後、いかなる事情が発生
しても、双方とも異議の申し立てをしないこととする。

4. 損害賠償の額 50万8,470円。

令和 7 年 6 月13日提出
大宜味村長 友寄景善

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により議会の議決が必要なため、この案を提出する。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第35号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第7 議案第35号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 提案するに当たり、今回の障がい福祉事務における不適切な事務処理により、村政に対する信頼を著しく損なう結果となったことにつきまして、村政を預かる者として責任を痛感するとともに、深く反省をしているところでございます。

改めまして、村民の皆様並びに議員各位に対しまして、心よりおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

この件に関しまして、村政を預かる最高責任者としての管理監督責任を明らかにするため、私と副村長の給料月額を減額する条例案を議案として提出させていただいております。

今後、こうした不適切な事務処理が二度と起こらないよう、組織を挙げて取り組んでいきたいと考えております。

では、提案をいたします。

議案第35号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和7年6月13日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

障害福祉事務における不適切な事務処理により、村民及び関係者の皆様の村政運営に対する信頼を損なった道義的責任を明らかにするため、特別職の職員で常勤のものの給料を改める必要があるため、この案を提出する。

改正内容としては、私村長の給料を10%、副村長5%を3か月減額する改正内容となっております。

施行期日は、令和7年7月1日からとなります。

御審議のほどよろしくお願いします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第36号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第8 議案第36号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第36号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和7年6月13日提出

提案理由

離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等（令和7年総務省令第28号）の一部改正に伴い、本条例の整備を行う必要があるため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 財務課長。

（前田佳政財務課長 登壇）

○ 財務課長（前田佳政） 議案第36号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

今回の主な改正は、減収補填制度に係る離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和7年3月31日に公布、令和7年4月1日に施行されたことに伴い、まず1つ目としまして、沖縄振興特別措置法に規定する条例第3条にあります観光地形成促進地域における課税免除と、条例第4条にあります産業イノベーション促進地域における課税免除の適用期限の延長と、2つ目に、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する条例第6条にあります促進地域における課税免除、この3つの適用期限を延長する改正となっております。

以上で補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第37号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第9 議案第37号 大宜味村始めはシークワサーで乾杯条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第37号 大宜味村始めはシークワサーで乾杯条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和7年6月13日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

村民及び大宜味村に関わる人々が、シークワサーを活用した乾杯の習慣に取り組むことで、本村が掲げる「シークワサーの里」のむらづくりの更なる発展を目指すとともに、シークワサーの需要拡大を図ることを目的に本条例を制定したいので、この案を提出する。

補足説明でございますが、次のページをお開きください。

第1条には、本条例の目的で、シークワサーの需要拡大を主な目的としております。

第2条、村、第4条で事業者の行動について役割としており、第3条、村民、第5条の関係者については、協力として関わり方を規定しています。

説明資料として、42ページに経緯を添付してございますので御確認ください。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させていただきます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第38号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第10 議案第38号 令和7年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第38号 令和7年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）

令和7年度大宜味村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,007万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億7,542万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和7年6月13日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明を副村長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

（宮城 豊副村長 登壇）

○ 副村長（宮城 豊） それでは議案第38号の概要について、私のほうから御説明させていただきます。

今回の予算の補正は9,007万4,000円の増額補正となっております。なお、人事異動に伴う人件費の増減については割愛させていただきます。

それでは歳入の主な概要を御説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

1款村税は、課税額の確定に伴う減額となっており、3款から8款までの交付金は、県試算による収入見込額の増額によるものです。

14款国庫支出金3,773万9,000円の増額は、主に社会資本整備総合交付金の増によるものです。

15款県支出金869万8,000円の増額は、主に農林水産業費補助金の増によるものです。

予算書2ページをお開きください。

18款繰入金783万4,000円の増額は、事業の追加や事業費の増に伴う基金の取崩しでございます。

21款村債2,220万円の増額ですが、主に過疎対策事業債の増によるものです。

以上が歳入の主な概要です。

続きまして、歳出の主な概要を御説明いたします。予算書3ページをお開きください。

3款民生費2,386万円の増額ですが、主に定額減税補足給付金事業費と子ども・子育て支援費の増に

よるものです。

6 款農林水産業費1,581万8,000円の増額ですが、主に畑作等促進整備事業によるものです。

8 款土木費3,366万2,000円の増額ですが、主に社会資本整備事業によるものです。

4 ページをお開きください。

11款災害復旧費546万8,000円の増額ですが、主に昨年11月の豪雨災害に伴う復旧費の増となっております。

13款諸支出金716万8,000円の増額ですが、主に基金利子の積立てによるものです。

以上が歳出の主な概要です。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で各担当課長より御説明させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第39号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第11 議案第39号 令和7年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第39号 令和7年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

令和7年6月13日提出

大宜味村長 友寄景善

主な内容につきましては、歳出で2款保険給付費214万9,000円の増額、医療保険者間の調整による医療費の増額となっております。

9 款諸支出金656万9,000円の増額につきましては、令和6年度の保険者努力支援交付金交付額確定に伴う返還金の増額となっております。

なお、10款予備費につきましては871万8,000円の減額となっております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第40号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第12 議案第40号 令和7年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第40号 令和7年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 令和7年度大宜味村簡易水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 令和7年度大宜味村簡易水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)、(既決予定額)、(補正予定額)、(計)

支出 第1款簡易水道事業費用、2億2,068万2,000円、118万9,000円、2億2,187万1,000円

第1項営業費用、2億1,632万6,000円、118万9,000円、2億1,751万5,000円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように定める。

(科目)、(既決予定額)、(補正予定額)、(計)

(1) 職員給与費、2,473万2,000円、118万9,000円、2,592万1,000円

令和7年6月13日提出

大宜味村長 友寄景善

内容につきましては、人事異動に伴い職員給与費計118万9,000円を増額しておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第4号の上程、報告

○ 議長(大城佐一) 日程第13 報告第4号 第3期大宜味村子ども・子育て支援事業計画の策定についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) 報告第4号 第3期大宜味村子ども・子育て支援事業計画の策定について

第3期大宜味村子ども・子育て支援計画を別紙のとおり策定したので、大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例(平成26年条例第24号)第4条の規定により報告する。

令和7年6月13日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長(大城佐一) 住民福祉課長。

(宮城 敦住民福祉課長 登壇)

○ 住民福祉課長(宮城 敦) それでは報告第4号 第3期大宜味村子ども・子育て支援事業計画の策定について、概要説明を行います。

第3期大宜味村子ども・子育て支援事業計画を御覧ください。概要版と冊子がありますので、冊子のほうを御覧ください。3枚目ぐらいが目次になっております。

本計画は、目次のとおり第1章から第7章までの構成としております。

1ページから2ページの第1章においては、計画の策定にあたってといたしまして、計画策定の背景と趣旨等を掲載するとともに、計画期間を令和7年度から令和11年度までの5年間としております。

本計画は子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する支援事業計画でございます。次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する市町村行動計画や、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた市町村計画」を一体のものとして内包したものとなっておりますが、現計画が令和6年度をもって期間満了となることから、第3期計画として策定したものでございます。

策定に当たっては、大宜味村子ども・子育て会議において慎重に検討・協議を重ねていただき、村の上位計画である大宜味村第5次総合計画及び村の各種関連計画との整合性を図り、取組を推進するものとしたしております。

3ページから39ページの第2章におきましては、大宜味村の子どもと家庭を取り巻く状況と課題として、統計資料から見た現状とニーズ調査結果の概要を掲載しております。

41ページから43ページの第3章におきましては、第2期にはなかった内容ですが、今回の第3期においては、子どもの意見表明としまして、村内の小学校・中学校の児童生徒へワークショップ行い、自由な意見をまとめ掲載しております。

45ページの第4章においては、計画の基本的な考え方として、基本理念を子どもたちの意見を踏まえつつ将来の大宜味村を担う子どもたちが自立した個人として、等しく健やかに成長しながら暮らすことのできる社会の構築を目指すことを掲げ、「未来を担うこどもを育てるむら大宜味」とし、「1. 安心して産み育てられる支援の充実」、「2. 乳幼児期の教育・保育の充実」、「3. 学童期のこども達の教育・育成支援の充実」、「4. 配慮を必要とする子育て家庭への支援の充実」、「5. ひとり親家庭の子育て支援と保護者の自立促進」「6. 社会全体で子ども・子育てを支援する環境づくりの推進」の6つを基本目標に掲げております。

49ページから76ページの第5章におきましては、子ども施策の展開として、基本目標ごとにそれぞれ基本施策を掲載しております。

77ページから91ページの第6章におきましては、地域子ども・子育て支援事業としまして、計画に見込まれるもの、実施しようとするものの教育・保育の量と地域子ども・子育て支援事業の量について、サービスの見込み量等を定めております。

93ページの第7章におきましては、計画の推進にあたってとして、計画の推進体制として、庁内関係各課・機関が部局を超えて横断的に連携を図るとともに、国・県・子育て支援関係者との連携と協力し、施策を推進することといたしております。

計画期間中において、進捗状況を把握・点検し、必要に応じて見直しを行うことといたしております。

後ほど御覧いただけたらと思います。以上で概要説明を終わります。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第5号の上程、報告

○ 議長（大城佐一） 日程第14 報告第5号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)を議題とします。

報告を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長（友寄景善） 報告第5号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項である和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月13日提出

大宜味村長 友寄景善

○ 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

◎報告第6号の上程、報告

○ 議長（大城佐一） 日程第15 報告第6号 令和6年度大宜味村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 報告第6号 令和6年度大宜味村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

令和6年度大宜味村一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月13日提出

大宜味村長 友寄景善

○ 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

◎報告第7号の上程、報告

○ 議長（大城佐一） 日程第16 報告第7号 令和6年度大宜味村一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 報告第7号 令和6年度大宜味村一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

令和6年度大宜味村一般会計予算の事故繰越しは、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

令和7年6月13日提出

大宜味村長 友寄景善

○ 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

◎報告第8号の上程、報告

○ 議長（大城佐一） 日程第17 報告第8号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 報告第8号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算において、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和7年6月13日提出

大宜味村長 友寄景善

○ 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

◎休会について

○ 議長（大城佐一） お諮りします。議案等調査のため6月14日、15日の2日間は休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって6月14日、15日の2日間は休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○ 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

（午前10時40分）

令和7年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 令和7年6月16日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和7年6月16日 午前10時00分)

散 会 (令和7年6月16日 午後3時28分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 大 城 邦 彦

4 番議員 大 山 美佐子

5 番議員 宮 城 美和子

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 新 崎 悟 一

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 友 寄 景 善 教 育 長 宮 城 政 信

副 村 長 宮 城 豊 教 育 課 長 宮 城 利 安

総 務 課 長 真喜志 亮 農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 地 亮

財 務 課 長 前 田 佳 政 監 査 事 務 局 長 知 念 和 史

住 民 福 祉 課 長 宮 城 敦 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 真喜志 亮

企 画 観 光 課 長 佐久川 紀 亮

産 業 振 興 課 長 福 地 亮

建 設 環 境 課 長 花 田 義 徳

会 計 課 長 島 袋 未 来

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 知 念 和 史 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第2号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（大城佐一） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

- 議長（大城佐一） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許可します。

◇ 宮 城 貢 議員

- 議長（大城佐一） 初めに1番 宮城 貢議員の一般質問を許可します。1番 宮城 貢議員。
○ 1番（宮城 貢） おはようございます。一般質問をさせていただきます。
バナメイエビ養殖の裁判について3点伺います。

①令和6年第8回（12月）定例会一般質問に対し、「19回の準備記述や証人尋問という形で行われた。証人尋問に関して我々のほうの被告側はなく、原告側が証人尋問を受けたという形になっています。1月28日に判決期日を迎えます。」との答弁でした。1月28日後の令和7年第3回（3月）定例会一般質問に対し、「裁判長からの判決、主文の内容は『1, 原告の請求を棄却する。2, 訴訟費用は原告の負担とする』との判決でした。」との答弁でした。『原告の請求は棄却、訴訟費用は原告の負担とする』ということは、100%大宜味村の裁判での勝ちです。また「控訴は、代理人が裁判所に確認している。まだ控訴状が届いてないので手続き等の確認ができてない状況です。」との答弁でした。3月定例会以降、どのように推移・進行していますか。

②これまでに、バナメイエビ養殖の裁判に係る費用（弁護士委託料）はどれだけ支出されていますか。伺います。

③旧塩屋小学校の現状復旧について、令和5年第2回（3月）定例会・一般質問「裁判の進行が遅い。塩屋小学校跡地の現状は最悪です。相手を訴えることができるか。」に対し「現在係争中の裁判の状況を見ながら、検討する。」と答弁している。村長は、裁判の状況をどのように捉えていますか。

質問事項の大宜味村海浜条例制定について3点伺います。

- ①結の浜海浜公園整備事業の進捗状況を伺う。
②海浜条例制定に向けてのタイムスケジュールを伺う。
③水上オートバイ等に関する条例制定に向けてどのように考えているかを伺う。

質問事項、結の浜海浜公園整備事の指定管理者等について伺います。

令和6年6月定例会一般質問「指定管理者等について現在、検討中の指針等はあるのかを伺う」との問いに、「年内に募集に関するプロポーザル仕様書及び選定委員会の要綱等を準備し、年明け以降の募集に向け準備を進めたい」と返答している。現在の進捗状況を伺う。

- 議長（大城佐一） 村長。
（友寄景善村長 登壇）
○ 村長（友寄景善） 宮城 貢議員の質問にお答えします。

村に控訴状が届いたのが令和7年3月27日。訴訟対応に資するため、村顧問弁護士へ、訴訟代理人として委任しております。

5月12日に、控訴人の控訴理由書を受け、それに反論する村の答弁書を提出。

6月2日に、控訴人から第1準備書面として村の答弁書に対する主張を受け、6月12日に第1回口頭弁論期日において、裁判官から口頭弁論の終結する旨宣言がありました。

判決期日は、7月31日午後1時10分となりました。

ほか、詳細につきましては、答弁を控えさせていただきたいと思います。

次、②の裁判に係る費用についてですが、控訴前の訴訟の代理に関する費用が275万円。控訴の代理に関する費用が22万円となっております。

③裁判の状況についての答弁は係争中でありますので控えさせていただきます。

次、海浜条例制定についてですが、①の現在の進捗状況についてですが、令和6年度事業については、海側の工事を行っていますが、8月中には養浜工事が完了する見込であります。また、陸側の工事については、国からの交付決定が下り次第、工事を発注する予定です。

②の結の浜海浜公園の設置及び管理に関する条例については、現在、分筆業務を行っているため、地番が確定次第、9月定例会をめぐり議案の提案を考えております。

③の水上オートバイ等に関する条例については、県において沖縄県水難事故防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の改正も今年度検討している情報もありますので、県の動向も踏まえ検討したいと考えております。

指定管理者の進捗については、海浜公園条例制定後に指定管理者の募集を行う予定で進めていましたが、条例案の検討を行う中で用地の分筆作業が必要となったため、遅れが生じています。遅くとも年度内には指定管理者の決定ができるように進めていきたいと考えています。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 裁判の件での確認です。

バナメイエビ養殖の裁判については、令和2年10月に養殖関係の事業の件で大騒動になったという経緯があります。それから裁判が3月からスタートして、この間の1月28日ですか、地裁の判決が出ています。この間約3年。その後、村長のほうで控訴された中で、判決期日は7月31日午後1時10分ということになっております。その間の控訴のほうは、6月2日の控訴人からの第1準備書面、あと村からの答弁書という、そういう内容でもう判決が出るということによろしいでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

今議員がおっしゃっていたように控訴のほうが行われておりますが、6月12日に裁判のほうで、第1回目の期日がありまして、そこで控訴理由等を踏まえ判決のほうは7月31日にすぐ出すということで聞いております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 村長のほうの見解を伺います。

今回の地裁の、1月28日に判決を迎えた内容というのは原告の請求を棄却、訴訟費用は原告の負担とするということで、このことについて私はもう100%大宜味村の勝ちではないかなと。約3年間続いた裁判の結果がこれ、その後、控訴されてから第1回の口頭弁論をされて、もう判決期日が7月31日。裁

判所にとっては裁判を起こす理由がないという判断じゃないですか。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

○ 副村長（宮城 豊） お答えいたします。

これに関しては裁判官ではございませんので、予測等何も申し上げるつもりはございませんけれども、ただ、一審を受けて原告側が控訴したということで、それに対してこの間、6月12日に裁判があったわけですが、その中では口頭弁論等は何もなく、7月31日1時10分に判決を言い渡すということのみでした。中身に関しての原告並びに私ども被告の口頭弁論等の中身に関しては何もございませんでした。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） では、村長のほうはずっと詳細については答弁を控えさせていただきたいというのが、この3年間、4年間というか、裁判の中での答弁であります。ただ、私が問題にしたいのは村長が議員時代、令和3年第8回12月定例会一般質問の内容は、このほうは議会だよりのナンバー174にあります。行政への意見、バナメイエビ養殖事業における混迷の最大の要因は、村の対応に大きな問題がある。行政が当然やらなければならない手続を省き、性急に事業を承諾したことが必然的に混乱を引き起こした。起こるべくして起こった当然の事態と思わざるをえないと指摘している。この件は、今でもそういう思いがありますか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

当時の私の認識としては、答弁のとおりの内容でございます。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 関連してバナメイエビの費用が275万円、これから控訴のほうの今回22万円、あと7月31日の結果においては最高裁へ行くかもしれません。それは当然費用をそのほかの負担というか、やるということで。それと今、最高裁まで行ったらもう事はかなり早い。今年2か月も3か月もかからないような状況で結果が出るんじゃないですか。1月28日から、それから6月12日の口頭弁論、それから7月31日とかなりテンポが早くなっています。そうすると、それ以降だったら村長のほうは答弁はそのまま、その裁判に関しての答弁はできるということによろしいでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 今は係争中であって何も申し上げられませんが、判決が出れば、その判決に対しての私の考え方は述べたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） ちょっと今、答えられないかもしれませんが、大宜味村にこれだけの275万円、22万円、これから出るだろう支出というのが出てきます。それに対して、今回のこの裁判は何も問題なく、行政、民事で訴えられるような内容でもない。そういう内容の裁判がそのまま続いて、村のほうは支出というか、村の歳費から支出されています。このことにおいて相手のほうに損害賠償、あと一番気になるのが塩屋小学校の現況の早めの撤去というか、動き、それを強制的にさせるというのはやっぱり相手を訴える以外にないと思いますが、見解をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

再度申し上げていますが、係争中でありまして答弁は控えさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 1 番 宮城 貢議員。

○ 1 番（宮城 貢） そういうことだと思います。この後、最高裁の判決が出次第、そういうことの内容についてまた村長のほうに伺っていきたいと思います。村長が就任しているこの4年間、3年前の村長選挙以降、この件で大宜味村はいろんな意味で、新聞のほうにも載りましたし、大変迷惑しているような形になっているかと思っています。そのことについては最高裁の判決が出次第、そういう関係の、住民説明会をやるべきだと思っています。最高裁の結果が出たら住民説明会をぜひともよろしくお願いします。いかがですか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

最高裁の判決が出れば、当然その結果を踏まえて住民説明会も必要かと思っています。

○ 議長（大城佐一） 1 番 宮城 貢議員。

○ 1 番（宮城 貢） じゃあ次に行きます。

海浜条例のほうで、公園整備事業の進捗のほうは、8月いっぱい養浜関係完了するというところでよろしいでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

令和6年度事業で進めている養浜のほうの事業に関しては8月中には終わる予定となっております。

○ 議長（大城佐一） 1 番 宮城 貢議員。

○ 1 番（宮城 貢） この養浜工事においては、説明会とかずっとやりながら図面等もあります。それ以降、図面等とか追加とか、また次の工事でやるべきのが養浜工事の中で残っているとかなんていうのはないですか。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 議員の質問にお答えします。

図面の変更は若干あります。今回の議案のほうでも提案させていただいております。住民説明会に関しては1回目だけ行っているような形になります。以上です。

○ 議長（大城佐一） 1 番 宮城 貢議員。

○ 1 番（宮城 貢） 今、分筆業務というのは、それはかなり時間のかかる件なんですかね。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

分筆業務に関してはそれほど今時間を取る予定はなくて、恐らく来月頃までには終わるのではないかと考えております。

○ 議長（大城佐一） 1 番 宮城 貢議員。

○ 1 番（宮城 貢） 村長の答弁の中にもありましたけれども、9月定例会をめぐりに議案の提案ということでもよろしいでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） そのように理解していただければと思います。

○ 議長（大城佐一） 1 番 宮城 貢議員。

○ 1 番（宮城 貢） 次、水上バイクについてですけれども、この件は村長のほうに要請とかもあってというか、この件は庁議とかみんなもう、幹部の方たちとか、村長以外もこの件については把握されているということでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

以前の一般質問でもお答えしたかと思うんですけれども、課長会のほうで課長の皆さんには共有はされております。

○ 議長（大城佐一） 1 番 宮城 貢議員。

○ 1 番（宮城 貢） 結の浜の海浜工事、整備の指定管理者については、この件についてプロポーザルで指針とか、選定委員はまだとして、このプロポーザルのあれはやっていなかったですか。何というの、そういうのを提案するようというのを、募集はされていますか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

先ほど村長からの答弁にもありますが、海浜公園の条例が制定された後に募集のほうはかけていく流れになりますので、その後の手続、募集となります。

○ 議長（大城佐一） 1 番 宮城 貢議員。

○ 1 番（宮城 貢） これからの募集ということは、コンサル関係、そういうコンサルの、何というか、コンサル業務をやっていた人たちに募集をかけるということでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

コンサルのほうに募集をかけるということではなくて、実際海浜公園の管理を行える事業者についての募集ということになりますので、ただ、先ほど申し上げましたように海浜公園の条例を制定した後にしか募集のほうはできないという状況もありますので、その後募集のほうはかけたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 1 番 宮城 貢議員。

○ 1 番（宮城 貢） じゃあ、このプロポーザルの仕様とか、選定委員会というのは通常の選定委員会は村の場合は副村長がトップですか。あと課長の皆さん何名かでというか、この選定委員会というのは構成されていますか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

この指定管理者の募集にかかるプロポーザルの選定委員会については、まだこれからメンバーのほうも決める状況となっております。

○ 議長（大城佐一） 以上で 1 番 宮城 貢議員の一般質問を終わります。

◇ 吉 浜 覚 議員

○ 議長（大城佐一） 次に 8 番 吉浜 覚議員の一般質問を許可します。 8 番 吉浜 覚議員。

○ 8 番（吉浜 覚） 1. 安心・安全な暮らしについて。

(1)村は旧大宜味小学校跡地の福祉拠点施設整備の現実行計画はどうなっているか説明を求める。

(2)村立パークゴルフ場の整備計画の話題もあったが、具体的な計画がなく、村老人会パークゴルフ

サークルの会場は、国頭村鏡地パークゴルフ場を利用しているが、村外者対象の割高利用料金を徴収されているので物理的な負担を感じている。本村の癒しと健康づくりのための対策はないか説明を求める。

(3)2025年5月号村広報で「障害者福祉事務における不適切な事務処理について（お詫び）」の掲載があるが、村民にも理解ができる具体的な説明を求める。

2. 防災・環境について。

(1)3月定例議会で災害時に対する初期行動、救助活動や災害対策に対する行政、区、業者等の人々が理解し合える共存社会の実現を目指すための説明を求めたところ、災害時における負担の明確化についてはマニュアル的なものとまではいかないが、村として方針としてつくっていきたいと思っていると答弁。

また、河川法第100条一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したものについては、この法律中に二級河川に関する規定を準用する。しかし、村は、七滝下流に堆積した土石の浚渫、破損した堤防の改修及び堤防改修について法定外河川だとして河川の管理の位置づけを曖昧にしている行政責任者としての村の災害対策の方針説明を求める。

(2)令和7年3月定例会一般質問で、村は村内で海岸の浸食及び護岸崩壊や河口閉塞が生態の攪乱の原因がわかるのであれば対策も講じたいと答弁。県内外で海砂採集等による影響の原因究明、規制の展開や瀬戸内海海岸保全特別措置法に関連する事例、反対する地域の決議など生活と環境を守る事例を添付する。塩屋漁港整備事業の関連する養殖場の位置が西方5km海上と示された水域施設の増深の計画等の根拠と環境対策の説明を求めたところ、環境対策については、浚渫船にクレーンを乗せて浚渫工事を施工する際に汚濁防止枠、膜設置を行い、環境対策を図るとの答弁は本末転倒で、思考停止でしかない。

新担当課長体制の4月1日付、村長あてに「塩屋漁港及び周辺の海岸浸食等の原因究明と対策が求められている地域水産物供給基盤整備事業に対する漁港、漁港海岸及び漁場整備に関する適正な管理運営、正当性と周辺の環境影響対策（環境アセスメントも含む）の実施と、大宜味村字大兼久沖合で海砂採取に対しても同様な対策ができるようにについて（要請）」（添付資料①）に対しての姿勢を伺う。

※6月3日に国会院内集会で一沖縄の海と暮らしを守るために一海砂採集海域の海岸浸食についての報告（添付資料②・③・④・⑤）を提供するので対策の活用にして下さい。

(3)大宜味村地域防災計画の急傾斜地崩壊防止事業では、本村では、自然斜面の1箇所が、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の急傾斜地崩壊区域に指定されている。この他、危険度の高い急傾斜地崩壊危険箇所が50箇所（平成25年4月1日現在）把握されており、村は更なる調査把握等により必要に応じて県に指定を求めるとともに、その他の箇所においても災害の未然防止措置等の対策を図るものとする。とあるが、事業の推進状況の説明を求める。

3. 地域活性化について。

(1)大宜味村特産品（シークワサー）加工施設は、住民に利用させる財産で公共用財産である。3月議会一般質問に対して、村は村加工施設の取扱量は、年間300トン以上取扱量であるが、近年は取扱量が減少しておりケレス沖縄も将来において大変危惧しているところであります。村としても農家に対して村加工施設の利用について周知を図っていくと答弁している。しかし、村農産物加工施設整備計画調査報告書は村民に周知されているが、村加工施設の利用についてどのようにして周知を図るのか、説明を求める。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 吉浜 覚議員の質問にお答えします。

①の福祉拠点施設整備の現実行計画につきましては、3月定例会でも述べたところですが、補助事業での実施は厳しい状況のため、既存施設の小規模修繕を行い活用する方向で進めており、社会福祉協議会の移転につきましても、調整会議を行っております。

②のパークゴルフ場の利用料金負担の件につきまして、まず、利用料金が割高と感じられている点については、村外者が割高ではなく、地元民の優遇措置の料金であると考えます。利用するには受益者負担の原則基本と考えます。

しかしながら、健康づくりや社会体育、生涯学習などの観点から何か方策はなか検討してまいりたいと思います。

③の障害福祉事務における不適切な事務処理につきましては、令和5年度から令和6年度の窓口等において、事業所及び住民の方が申請しました書類等の一部の事務処理が適正に行われておりませんでした。内容としましては、障害者支援区分の認定手続において、書類の不備や専門家による二次判定の漏れ、その他の業務においては、県への進達業務の遅れ、書類の整理ができていないことがありました。

次、防災・環境についてです。①の法定外河川は、法律に基づいて指定された河川ではないものの、地域の水管理や防災において重要な役割を果たす河川もあります。これらの河川は、地域住民によって管理されることが多く、限られた予算の中で、村全体の問題として状況を確認し災害想定に応じて優先順位を決定しながら、計画的に浚渫を実施していきたいと考えております。

次、防災・環境についてですが、②の要請に対する姿勢についてでございますが、漁港管理及び漁場整備に関し、法や条例等に基づき遂行しております。環境アセスメントの実施について、大兼久沖合の関係につきましても同様に実施は考えておりません。

③についてですが、急傾斜地域崩壊危険箇所は、県が土砂災害防止対策基本方針に基づき調査を行い指定することとなっております。村としても、指定が必要な危険箇所は県へ情報提供などは行っていきたいと考えています。なお、現在の急傾斜地域崩壊危険箇所数は74か所となっております。また、喜如嘉のヒンバー森の件については、喜如嘉出身議員をはじめ区民の御協力をいただき、地権者からの承諾書等を取り付けたことにより、県が予算を確保し調査が始まっています。

次、3の加工施設利用の周知をどのように図るかについてでございますが、まず、取扱量が減少している要因としまして、村加工施設だけではなく、その他事業者においても、需要に対して供給が不足していることを聞いております。生産体制が弱くなっていることが考えられます。その課題解決に向けた対策を含め、村広報紙や協議会の各部会での取り組み、また、関係団体と連携し周知を図ってまいります。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 福祉拠点整備事業の関係なんですけど、社会福祉協議会と移転についても調整会議を行っていますということになってるんですが、もう3月議会から3か月になります。そういう意味でも中身をね、いつ頃するか。どのようにするか。予算の問題もありますが、この財源確保の問題が主になってくると思います。その辺を具体的に示してください。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えします。

調整会議の内容としましては、社協の移転に伴い、本6月定例会にトイレの改修費用を上げるために、見積り等を取って設計のほうを確認しておりましたが、その部分についての社協とまた再度調整を図り、また一部場所とかそういったところの調整が少しありましたので、そこについては今議会には上げられず、今現状としてトイレの改修についての見積りを再度取るところの部分で今調整をしているところです。

あと、村社協との調整会議の中でどの部分を修理、掃除ですね、清掃等を図っていけば移転が可能になるのかというところの部分で今調整させていただいておりまして、清掃等の予算も上げないといけないところにはなっておりますが、その部分についてもできる限り9月の定例会に間に合うように調整を図っていけたらと今考えているところでございます。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） トイレの改修等の見積りとか調整がまだ十分じゃないと。それでほかの件も含めてね、移転ができるような改修の計画をきっちり出して、9月議会では出していただきたいと思いますが、いかがですか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 先ほど担当課長からありましたが、トイレの修繕の見積り、設計がありましたけれども、これを社協と役場で協議しましたところ、もっともっといい方向にはできないか。利用者側の目線からできないかとふうなことがありまして、今調整をしているところでございまして、できるだけ調整して、あとは移転する部屋の清掃とかも、大規模改修じゃなくて小規模改修を想定しておりまして、できれば9月議会に提案できればと思っております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） じゃあ9月議会にはきちっとできるようにお願いします。

それから2番目、もちろん国頭ではパークゴルフ、村民の方が使っている場合は村内料金とあります。村外料金については、私たち大宜味の人が使う場合はもちろん村外料金になるんですが、実際村内にパークゴルフ場があったら同じ料金で、村内料金で使えたらろうというふうなイメージがありますので、その辺のハンディは前に、3月議会ででしたかな、火葬場の管理条例で3村に優遇するような条例もつくっているわけですから、そこまでいかにしても、村がその差額負担はするぐらいに考えていただきたいと思いますが、その辺の考え方をお聞き、聞かせてください。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

利用料金が割高ということですが、国頭村が村民割があるということで割高感があるというふうに理解しておりますが、いずれにしてもこれは村が何らかの補助をする場合にもいろんなシステムというんですか、複雑な事務処理もありますので、そこら辺を総合的に検討して、また健康づくり、社会体育、いろんな面からもできないか、検討してまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） いい方向で検討してください。よろしくお願いします。

それから3番目に入ります。一応、この障害者福祉事務における不適切な処理についていうことで、これまで職員の怠慢ミスだということでは話されておりましたけど、実は今議会で一応34号ででしたかな、

約50万ぐらいの損害賠償の件が出てるんですけど、約30件、手帳などの手続が40件あるんだと、これまでに話があったんですけど、やっぱり全容がまだまだ私たちも理解できないところがあるんですが、実際、先ほど今議会に上がってる損害賠償の額などを考えた場合、この損失については財源はどのように考えているのか、一応お答えをお願いします。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えします。

現在、財源としては一般財源となるかと今考えております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） この職員の事務を村民の財源で賄うということになるということは、村民にかなり抵抗があると思います。それで聞きます。役場の職員に対して公務員賠償責任補償制度いうのがあります。その中の事例にはこの支払いの対象の説明がですね、住民監査請求によって職員に対して賠償勧告、そして住民訴訟に対して同じように職員に訴訟が行くというふうな基本的には2つの方法があるんだと思いますが、この公務員賠償責任補償制度の件を皆さん方どういうふうに考えているのか。その辺を説明を求めます。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

○ 副村長（宮城 豊） お答えいたします。

先ほどの公務員賠償の件なんですけど、これはあくまでも任意でそういう個人的に入っている保険でございます。今議員がおっしゃるように、じゃあ今のそういう損害賠償、それで全て賄えばいいんじゃないかというふうに聞こえるんですが、そこはちょっと違うんじゃないかなというふうに思います。私、全て今回の事務の不手際によって起きている損害賠償とか、また今後返還金も出てくるおそれはございますが、それを総合的に終了した後にそういう、あちらも保険会社でするので精査をしたいと思います。じゃあ全てそれが賄えるかという、私もちょっとそこの会社で電話をしてお伺いしたんですけども、じゃあそこで故意とかいろんな方面で起きた場合に、全て保険会社が適用するかというそこはそうではないのかなという具合なニュアンスでありましたので、その辺の、この保険の適用に関しては全て処理等終わって、またこちらのほうから問い合わせ、聞いていこうという話で、二度ほど私も問合せしていますけれども、現段階では何もお答えすることはできませんという返答をいただいております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 公務員賠償責任保険の関係は、市町村共済組合と自治労共済組合のものがありまして、私は自治労共済組合に問合せしました。仕事のミス、今すぐミスの備えをいうことで、今議会に上がっているもん提出したら、この可能性は高いということで説明しておりました。それで私は先ほど副村長がこの保険は任意だということを言っているんですけど、もしこの職員が入っていなかった場合、じゃあみんな一般財源でやるかということで、管理者責任というのはこういうことがあるから、この個人にね、直列、人間みんな完璧じゃないから、私もよくミスしてばかしてます。そういう意味でやっぱり管理者責任というのはこういうふうにならないようにちゃんとやることも大切だけど、保険制度もね、任意だからじゃなくて、この自動車のとか、今回議案にも出てくる災害のもんについては行政側が保険入れるんだけど、100%出てくるんだけど、このような事例については任意になっておりますので、極力ね、やっぱりこういう想定して、職員には全員加盟するように、それが行政マンの心得だと私は思っ

ていますので、この辺も検討してください。一応、次に入ります。

それから防災についてですね、法定外河川について、いろいろあるんですけど、今喜如嘉でも浚渫作業、役場と折半でという形でこの間、先週かな、やったんですけど、排水のパイプも破損しています。やっぱり素人が云々でやるとこの期間内でいろいろトラブルもあります。前回は田港でリースの車も浸水させて使用不能となっています。また、業者に負担させた場合は全額負担という形になっておりますので、その辺のことがきっちりされてなくて、地域住民はだんだん少なくなって地域の共同体の力も弱っていると。それを法定外河川だということでやられると、地域の人たちはとてもじゃないけど厳しいです。その辺はやっぱり重要河川とかに昇格して、村がきちんと対処して、また、プロの業者がいまいますので、協定を交わして積極的に河川管理をやっていくという姿勢をすべきだと私は思っていますが、答弁をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 今回の部分ですね、法定外河川ということではありますが、地域の住民の方が管理機能を行っておりました。そのためですね、区が主導として、区のほうでバックホーなどの重機使用料、あとオペレーター、プロの方がやられているという形で、区のほうにオペレーターがいないので業者のほうにお願いしております。その辺の部分を負担しております。そのほかにもどうしても地域住民のほうで軽微な修繕等ができない場合は、状況に応じて村のほうで直していく方法があります。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 軽微軽微というけどかなり負担ですよ。そして上流がね、まだ残土残ってるんで、また台風あったら埋まります。やっぱりそういう中途半端な対応しかできません。地域が今まで管理してたからって、地域力も、あなたも地域に住んで、昔自分たちが地域が河川つくったりこうやってた時代と違います。そしてこの地域、私たちが今やってるところはいつも、年2回ね、作業してますけど、班でやってます。そうしたらじゃあ今回の場合は区でやったんだけど、そういう片手落ちです。排水も破損してます。田港と同じようにリース車両をね、水没させたと。素人集団とか、また業者に任せてるけど、この事業主体がどこだとか、区がやっているわけだから、村とは違いますよ。その辺ね、この地域力が弱っているのに、普通河川は基本的には村が管理すべきだというふうな認識が非常に強い。それを法定外河川だからいうことでね、いつまでもこの集落到集落にいうことでやっていたら前に進みません。その辺を、実態をどう捉えているか。また業者にさせると全額負担ということになってるんだけど、その辺の方針はどうなっているのか、その辺も併せて説明求めます。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 現代の課題としては、やっぱり高齢化は進んでおります。それと区民の人口が減少しています。区が従来どおり地域住民における共同作業というのが今後かなり難しくなるかなとは思っております。今後もその辺も踏まえながら検討してまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

方針については3月定例議会のほうでも答弁をさせていただいたんですけども、やはり災害というのは状況が変わってきますので、その状況に応じてその都度災害対策本部で、区の情報をいち早く入手して、その辺の区の状況に応じて、あと災害に応じて対策本部でどうやっていくかというのを決定していくということで、取りあえずその辺の方針は固めております。

○ 議長（大城佐一） 8 番 吉浜 覚議員。

○ 8 番（吉浜 覚） 方針と、また花田課長がも言っていたような、地域力がかなり低下してきている認識はしているということで、方針の件も、やっぱり地域の区長をはじめ、村民と本当に連携できるような形の方針になっていくようにやっていただきたいと思います。じゃあ次に入ります。

2 番目の海岸浸食の関係話したら、前回汚濁膜で対応すると言っているんですけど、言語道断で何も対応しないという形なっているけど、実は県でも、今月ですね、海砂採取に係る委員会設置を検討していることで、マスコミでも報道されています。その辺ね、かなり深刻なってます。国土交通省においても2007年に謝敷の海岸は海砂採取に影響及ぼしていると、有識者会議に出してる。だから私も調査したんですけど、北部4市村を調査したんですけど、かなり浸食しています。これをやらないということ自体、県でもそういうふうに使ってます。国道も掌握して、国道も今度私も話し合いも持ってるんですけど、国道もやっぱり認識して考えないといかんということを言ってるんですけど、あまりにもなさけない返答してるんじゃないかなと思っています。この件をもう一度、この状況を踏まえながら、やっぱり対応すべきじゃないかと思っておりますので、もう一度説明求めます。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

海岸の浸食はですね、いろいろな要因が重なって浸食されていると思います。御存じかと思いますが、道路が海側に寄って、その影響で返し波で砂が持っていられるとか、いろいろな構造物ができて浸食しているところなんです。しかし、また一方、海砂がたまっているところもあるんです。沖合で砂が取ったから全てが海岸浸食されているわけではなくて、所によっては堆積しているところもあります。様々な要因が絡んでいると思います。特にまた瀬戸内海のお話もされていましたが、沖縄は沖縄独特の環境があります。波の速さは振動に比例するということで、沖から大波が来て沖縄のリーフに波がぶつかり、かなり波の抵抗あります。そしてリーフと海岸、そこにはイノー、礁地ですね、イノーと呼ばれているところ、かつてはサンゴが群生していたんです、足の踏み場もないほど。そしてそこには魚介類がたくさんいました。砂浜には貝殻も打ち上げられたし、魚がいて、魚のふんがまた砂の材料となるというふうなことがありました。なぜ今サンゴ礁が礁地、イノーのほうにはないかということは、また赤土とか温暖化、あるいはオニヒトデ、いろいろな様々な要因があると思いますので、これは要因を1つだけを特定して調査するというのはいかなものかと思ひまして、これもトータル的に、地域によっても違う、沖縄県と県外ともそっくり比較はできないので、そのまま地域の海岸状況を考えないといけないと思いますので、これは村としては、今のところですからこれは様々な要因ですので、県の動向を見ながら、当面のところはアセスメントの実施は考えていない、そういう状況です。

○ 議長（大城佐一） 8 番 吉浜 覚議員。

○ 8 番（吉浜 覚） 村長、トータル的な話をされて、かなり環境に詳しいなと思っている反面、先ほどの答弁に環境アセスメントをやらないということは矛盾していると思ってます。それでたまっているところとか浸食しているところとかいろいろあるということは認識しているようですが、また国道については村長が話されているように、お互いの西側の国道は海岸線に設置してるもんだから、その影響をもろに受けていると思ってます。東海岸はね、それほどでもないんですけど、縁にあつて、海岸線にあるところの影響はまたここで説明すると長くなるんで、今村長が言ったように西海岸のほうはですね、海岸線にやってるからほとんどが崩壊してるような状況にあります。その意味でも県の動向を見ながらと

ということで、総合的にね、私は捉えて、環境アセスメントとか浸食のないように、そしてたまったもんとか減ったところとかそういう影響ないように検討しながら進めていけたらと思っていますので、また私たちが県の動向についても注視しながらやっていきますので、ぜひ県の動向を見ながらやっていただきたいと思います。

じゃあ次は急傾斜地地域になってるんですが、この状況についてですね、74か所になってますと、今喜如嘉の状況が一部分のことで、ヒンバー森のことがあったんですけど、全体を検討しなければならないということで村当局から聞いてるんですけど、そしてこの件について喜如嘉出身の議員はじめ区民の協力をいただき、地権者から承諾書を取り付けることにより県が予算を確保して調査が始まっていますというこの件なんですけどね、これはこの防災計画の中で積極的に進めるということで、私たち協力はしないということではないんですけど、主体的に村が取り組むべきものだ認識しているんですけど、その辺の説明を求めます。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員、質問時間が残り少なくなりましたので、簡潔に質問をお願いいたします。総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

このヒンバー森の件で話があって、県のほうにも確認したところ、原則は所有者のほうでやらなければいけないというふうに県のほうからも指導があったんですけども、やはりそこは所有者だけでこういう対策というのは厳しいだろうというところで、やはり所有者からの、地権者からの同意書などをもって県のほうに要請してくれということでの話となっております。やはり全てを村でやるということは厳しいのかなと。なので今後も地域からの声が、もちろん村としてもその辺の調査、県のほうに要請すべきところは要請していったってですね、県のほうで対策方法などを講じてもらえるように、そこは地域と連携を図りながら県のほうにも要請をしていきたいということで考えております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 私たち議員がやるとですね、いろいろ不手際——不手際言うんかな、連絡調整かなり厳しいものがあります。ほかの事業でですね、行政がやると行政行為でいろいろ情報が取れますので、その辺はやっぱり基本は基本で役場がやるべきと。この防災計画の中で村はさらなる調査把握等により必要に応じて県に指定を求めるとともに、その他の箇所について未然防止の対策を図るものとする。今後、村内における危険予想区域の改善を図るため次の事項を推進すると。県の急傾斜崩落防止事業の推進、そういうことをちゃんとやるということを言っているんで、私たちは協力的に、私たちがもらうとか云々じゃなくてね、職責で取れるもんが、戸籍謄本とかあるんですよ。これを私たちは自分たちでお金払って、この人たち、対象者なんか金ないからどうのこうのいう形やってる部分あるんで、その辺は積極的に村がリードしてね、ほかの事業と同じようにやってもらいたいです。もちろん私たちは協力は惜しみません。そういうことでよろしく御検討をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） もちろん村としても取り組むべきところはちゃんと取り組んでいくということでありまして。やはり今回のものに関しては、地権者について村としてもなかなか探せないというところで、やはり一番地域を分かっている喜如嘉住区の議員、また地域の皆さんの話も伺いながらですね、地権者の承諾をもらったところでありまして、やはり今後もですね、もちろん先ほど登記簿とかそういった公用で取れる分に関しては村としても一緒になって取り組んでいきたいというふう

に考えております。

○ 議長（大城佐一） 8 番 吉浜 覚議員。

○ 8 番（吉浜 覚） このシークワサー加工施設の整備計画、調査報告書、これは私はその当時発行されているときにいただきました。その初めにですね、目的、大宜味村のこれまでの伝統的な蓄積を生かし、さらなる振興を図るためにシークワサー果汁及び加工品、長寿を生かした農産物加工施設の供給体制を急ぎ整える必要があるということで、安定から加工販売、流通における課題、対処方法、検討を踏まえて取りまとめたものであるということでは、その辺のことも踏まえて答弁求めます。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（福地 亮） お答えします。

その吉浜議員がおっしゃる調査報告書は、平成14年度に作成されて、報告されているものです。すみません、13年度ですね、14年3月に報告されている資料となっていると思います。それでシークワサー振興がこれまで続いてきているはずですが、今回の質問の趣旨としては、この特産品加工施設の利用をどういうふうに進めようかという周知のところになりますので、これまでも一生懸命、シークワサー協議会を中心に頑張ってきたと思いますし、村民の農家、生産農家等も一生懸命頑張ってきたんですが、取扱量については、やはり生産体制が今弱くなっているというところで、取扱量が十分に扱えていないという状況でございますので、今後のことを見据えてシークワサー振興しっかりと頑張っていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 8 番 吉浜 覚議員。

○ 8 番（吉浜 覚） 落成式のときも、シークワサー施設の話もあるんだけど……、どうも、終わります。

○ 議長（大城佐一） 以上で8 番 吉浜 覚議員の一般質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前11時07分）

○ 議長（大城佐一） 再開します。

（午前11時15分）

◇ 大 山 美佐子 議員

○ 議長（大城佐一） 次に4 番 大山美佐子議員の一般質問を許可します。4 番 大山美佐子議員。

○ 4 番（大山美佐子） 一般質問をさせていただきます。

コミュニティバスについて。

何度もコミュニティバスについて質問してきましたが、今もなお、村民からのコミュニティバスは必要であるという声が多く、村からは「やる」という前向きな答弁もなかったので、再度質問いたします。

まず現状を報告します。江洲の住民達から、自動車の運転に自信がなく、2、3年後には免許証を返納しようと考えている。車がないと買い物や病院に行けないので、今の生活ができなくなり、大宜味村に住めなくなる。今の土地、家は気に入っている。車の不便さがなければ、住み続けたい。運転をして

いる友達が出かけるたびに、車をこすったりしていて、あまり車を運転しないほうがいいよと言うと、バス停も遠いのにやーぐまい（家に引きこもり）させるつもりかと怒られたりする。こういった声が、最近3件、4件ぐらいありました。

コミュニティバスがあれば、誰にも気を使うことなく気軽に利用でき、各公民館回りで、8人程度の車で定期的に運行して欲しいとの要望でした。

高齢者、身体障害者、観光客などの方たちからもコミュニティバスが必要であるというという声がたくさんあります。

たくさんの生活に困った方々から、コミュニティバスの実現を訴えています。そこで

①福祉有償運送運営協議会設置要綱の見直しの検討状況を伺う。

②デマンド交通の再調査及び導入の検討について伺う。

大きな2番、大宜味村行政機構について。

広報大宜味5月号№362に大宜味村行政機構が記載されていますが、以前は大宜味村長をはじめ各課長等の職員の名前が記載されていましたが、今回の広報誌には名前がありません。多くの村民が疑問を抱いています。

名前を載せなかった理由を伺います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 大山美佐子議員の質問にお答えします。

昨年的一般質問で、福祉有償運送運営協議会設置要綱の見直しを検討していると答弁したところですが、見直しまでは至っておりません。

②のデマンド交通導入の検討については、隣村で行っているデマンド交通実施者と、今年度実証を行うことで調整を行っているところです。

広報紙に職員の名前を載せなかった理由については、職員名がなくても、各課、係ごとの所掌事務は掲載しており、村民の皆様には、どの課でどのような業務を行っているか、必要な情報が得られることから、職員名の掲載を行わないこととしております。

○ 議長（大城佐一） 4番 大山美佐子議員。

○ 4番（大山美佐子） 社会福祉協議会では、確かに福祉有償運送をしています。村は社協がやっているからとか、それを拡大利用するようなことも言っていましたが、社協はいま精いっぱい手が絶対に回らないそうです。そのときは社協に補助金を出して職員を増やせることができるのか。それとも村独自主催でやっていけるのか伺いたかった。

続けまして、②デマンド交通についても、今まで少し触れてきたような気もしますが、デマンド交通とは予約に応じ、利用者の予約に基づいて運行し、乗り合い、複数の人が同じ車に乗車します。高齢者は予約するのは大変おっくうなのです。だから気兼ねなく利用できるコミュニティバスが各公民館で乗れたらとてもいいということが聞かれました。①、②の件を再度伺う。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

まず、社協が行っている福祉有償運送については、村住民福祉課のほうから委託をして社協が行っているというところだけは御理解いただければと思います。

やはり、総務課のほうでもいろいろ考えたんですけども、まず交通空白地の解消というのを総務課のほうでは主においてですね、その交通空白地の解消と今言った弱者、高齢者であったり障害者については切り離して考えようかなというふうに今総務課としては考えておりまして、交通空白地の解消については、先ほど言ったデマンド交通のほうでどうにか解消できないか。あと、高齢者とか障害者については、現在社協に委託して行っているものに関して、先ほど議員から御指摘、質問があったとおり、どうにか現状の補助を拡充してできないかというのも、今検討しているところで、今後この辺については住民福祉課、社協とも話を詰めていければいいかなと思っております。

○ 議長（大城佐一） 4番 大山美佐子議員。

○ 4番（大山美佐子） コミュニティバスの必要性を毎回しているのは、今その訴える声が多くなってきました、ここ5、6月ですね。高齢者、身体障害者、元気者が足を折ったり、手を折ったりしてけがした場合、運転できなかった場合に大変だという声があります。今また観光客がとっても多いです。気づくと思いますが、5月、6月は観光客、外国人もすごく多くて、バス停留所で何時間もバスを待っている姿、歩いて移動する姿が目立っております。今、外国では、同じ人から聞いたわけじゃないけど、生きがいという本が出ていて、これはずっと前に出ている本らしいですけども、沖縄の中でも大宜味村を宣伝していて、長寿の島と言われ、デイサービスにも外国の方々の見学者が訪れたり、また公民館にも外国の方々が訪れたり、その方々はコミュニティバスがあれば、公民館に区長さんたちがいます。どこどこに行くんですか、これを利用していいですよと言いたいんですけども、コミュニティバスがないからそれが言えない。その外国の方たちは長寿の村ということで、長寿のおばあちゃんたちとお話したいんですよ。それでコミュニティバスの中で村内のおばあちゃんたちのおしゃべりがあったり、各公民館で触れ合った事業の100円、200円食堂であったり、食事をしながらこのバスを利用して村内のどこでも買物をしたり外国の人にも利用することで、多くの高齢者の生きがいが生まれることだと思います。村として、この外国の観光客が多いのをどう考えるか伺います。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、最近外国の旅行者も多くなってきており、ター滝のほうでも日本人よりも外国人のほうが多いといったような状況も出てきております。人によっては、レンタカーで来る方も多いんですが、移動手段がない方はバス等を利用してきていると思います。先ほど総務課長のほうからもありましたように、村のほうで考えているコミュニティバスの中でそういった方々も一緒に乗られるようなものができるのであれば、それは一緒に検討できたらなと思います。

○ 議長（大城佐一） 4番 大山美佐子議員。

○ 4番（大山美佐子） ライドシェアとか、東村ではコミュニティバスが赤字経営とか、マイナス思考な考えにしないで、東村のコミュニティバスは花と水をアピールして、交通空白地域で不便な地域を解消するためのコミュニティバスが無料で出ています。また、名護市ではコミュニティバスなご丸が65歳以上無料で、国頭村ではコミュニティバスも運行できていますが、6月1日からA Iバスも運行しています。またこれも無料です。国頭村では観光振興と観光の利用性を期待するというで出ています。もちろん国頭村も無料です。我が大宜味村もコミュニティバスを運行させ、慣れた土地で住み続ける人口減を防ぐ、導入した場合は、人を乗せる努力をしたり、利用者が多くの経営努力をしたり、先ほど言った食堂とか赤字経営にはならないような運営事をセットして、実行性ある、計画性あることを強く

要望します。2年前の村長のバス導入、村長、これ2年前ですかね、ちょっと日にちを書くのを忘れたんですけども、2年前の村長のバス導入を目指し奔走していますと新聞に大きく出ました。実現を目指すことが村長の大きな実績になることだと思いますが、8人乗りぐらいでいいと思います。コミュニティバスに夢がある、何かこの大宜味村での話をすると、コミュニティバスを運行させると大きな夢があります。そういう件を再度、電話したり何か予約したりじゃなくて、定期的に公民館を回ったりすると、年寄りに乗ってくるんですよ。これが慣れるととっても夢のある大宜味村になると思いますけど、それについて再度伺います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 村民が安心して暮らせる村のために、ぜひ交通手段、移動手段の確保は必要だと思っていますし、最近観光客も多いということで、免許証を持っていない方が二次交通で移動するのに大変困っているということでありますので、村民が安心して暮らせるように、いま一度またコミュニティバスの在り方、どのような方策があるのか、早めに検討させたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 4番 大山美佐子議員。

○ 4番（大山美佐子） 早めの検討じゃなくて、実施することを要望し終わりたいと思いますが、ちなみにバスの運行をお知らせします。朝6時半に出て、土曜日曜も一緒ですが、7時40分、9時、10時10分、11時10分、12時40分に出ます。それ以降になると、最低1時間半は待つということで、15時40分に出たら17時まで待つとか、18時15分に出たら19時30分とか、1日、土曜、日曜日は11回です。月曜日から金曜日は12回出ているんですけど、バス便も1時間半とかざらですので、雨の中に、私、道の駅、うちわーけーの店を持っているんですけども、今日お客さんが14名入りまして、9名が外国人で、日本人が2人、ウチナーンチュが1組とか本当に多いんです。この人たちが歩いて移動するので、やっぱり夢のある大宜味村にするにはコミュニティバスの運行を要望して質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 以上で4番 大山美佐子議員の一般質問を終わります。

◇ 大 城 邦 彦 議員

○ 議長（大城佐一） 次に3番 大城邦彦議員の一般質問を許可します。3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） 玄関前広場のゴムチップ舗装が経年劣化により、舗装のつなぎ目がちぢむという、欠損や剥がれ、亀裂や陥没が起こり、見た目も大変見苦しい状況であります。

何より子供たちが休み時間や昼食後の休憩時間等を利用して、走りまわるなど、憩いの広場として活用されていることから、陥没部分により転倒などで怪我をする危険性があり、安全・安心な広場として早急に改修すべきと考えるがいかがでしょうか。

1. 改修計画はあるのか。教育長、お願いします。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

（宮城政信教育長 登壇）

○ 教育長（宮城政信） 大城邦彦議員の質問にお答えいたします。

玄関前広場のゴムチップ舗装の現状は把握しておりますが、改修計画は今のところありません。今後、補修、改修の方法を検討していきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） この現状が、私、孫たちが2人、中学校も卒業して、もう社会人に近いような

現状ですが、大分前からこのゴムチップが縮んで広がっている状況がありました。特に去る5月21日にコミュニティースクール導入に関わる講演会に参加したところ、駐車場から行ったらもうびっくりするぐらいの空間があって、見た目も非常に悪くて、これはどういう状況を検討しているのか聞きたいということで一般質問しました。大宜味中学校は現在の結の浜に移転されて、その当時、ちょうど村長が教育長でありましたので、今年で10周年を迎えるんじゃないでしょうか。それで、実はこのゴムチップの舗装耐用年数というのは、日本全国では10年から15年が色の変形とか、そういうのがうたわれているようです。国内では使用状況によって耐用年数が変わってきますけれども、特に我々沖縄県は、メーカーからも言われているんですが、潮風での塩害地域、強い紫外線が降り注ぐ南方地域、特に沖縄ですよ。そして摩擦が多い場所についてはおおよそ10年前後ということで、教育長も村長もこの間通って、実際に見てどうにかしないといけないという気になったと思います。そういうことでこれは工事した段階からは経年後のメンテナンスは必要だということでメーカーもうたっているそうです。体育館の前とか中通りは太陽もあまり当たらないので非常にきれいな状態を保っております。このゴムチップの補修というものは、私メーカーに問い合わせ調べてみました。これはゴムチップウレタンバインダーという用材と混合して、熱ローラーで熱こてを使って施工するようです。多少の欠損は剥がれの、今回みたいな現状はちょっとした形で直すことが可能だと言っております。それがあまりにもひどい状況であれば、全面に経年劣化の場合は表面のゴムをみんな剥ぎ取って、下地のプライマを塗布後、再度ゴムチップ材を充填、敷き流すということで、金額もかなり高いようです。ただ子供たちが、私もバスを運転したりしてよく見るんですが、バス待っている間も走り回って鬼ごっこしたり、非常にいい広場で、倒れてもゴムマットがクッションになってけがをするというような現状がないんですが、この間見たところ、このゴムチップの境目には固められたバラスが敷かれていて、その上にゴムチップをやっているんですよ。そこで足を引っ掛けたり、場合によればこの場所で転倒した場合にはけがするんじゃないかなということで、非常にそのような思いがあって今回質問しました。教育長、この辺ひとつ、前向きに行政側にも言って、子供たちの安全、安心のためにぜひとも進めていただきたいんですが、どうでしょうか、もう一度。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（宮城利安） 今の質問にお答えします。

こちらのほうでも全面補修、改修、両方の見積りは取ってしまして、金額のほうが高額というのがありますので、そこのほう財政とも調整しながら、どの方法がいいのか検討していきたいと思います。以上です。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） 検討しているということでありますので、見た目も非常に見苦しいということで、子供たちのまずは安全、安心ということからよろしくお願ひしたいと思います。

これはもう一つですね、この質問には入れていなかったんですが、私実際にコミュニティ後に現場を見に行って、写真を撮ったりしてやったときに、学校周辺を見回したら、特にグラウンドの周辺の草がもうぼうぼうで、グラウンドには石ころが転がっているし、グラウンド内にも草が多く入っている現状、この状況で、実は何年前ですか、六、七年前ですかね、この当時、私PTAサポート会員という、今回も来ているんですよ。この中で作業ができる方、読み聞かせができる方、いろんな地域の方の教育願ひというのがありまして、私作業をしに行っただけですよ。その後、一度もなくて、そうしたら学校

の子供たち、PTAというものは、仕事を日常していて非常に忙しい現状の中で、また昔は皆さん御存じのように、各校区で、あるときには地域の方が一声でみんなが協力しあって作業をしていたりしていた時代があったのが、今それはかなり薄れているのかなど。グラウンドもかなりひどい現状がありまして、やはり常に草がきれいに刈られていて、外部からも子供たちが野球の試合をしに来たり、いろんな地域からも来られている現状がありますので、この辺をぜひとも利活用というか、今回もサポート会員ではありますが、ただ1,000円を払えばいいじゃなくて、みんな協力したいという気持ちがありますので、それでこの間、コミュニティー学校の講演会で私聞いたときに、まさにサポート会員イコールコミュニティー、地域の活躍という、我々が協力の声かけをすればできるんですよ。しかし、今の現状を見たら父兄とか、野球場であれば野球の父兄がやっている。やっぱりその辺を今の教育長は分かっているかと思いますが、学校側なのか、PTA会長あたりがもう少しこの辺を一声かけて、地域ともう少し密着して、地域の学校であるというものをもっと盛り上げて、コミュニティー学校を進めながらやっていただきたいと思いますのですが、通告にないんですが、教育長この辺どうでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 今のは通告外でありますので、別に答弁は要らないんですけども、何かあればよろしいですか。教育長。

○ 教育長（宮城政信） ありがとうございます。コミュニティー学校、まさしくこういう学校の子供たちの安心、安全、あるいは学校課題、今言った安心、安全も含めてみんなで考えていきたいと思いますので、この中に6つの、結構法的な権限もあって、コミュニティー学校は今までのPTSA以上に、法律で定められたもので、拘束力も権限もあって、その6つの中の1つに、学校支援に関する協議を行って、例えば今みたいなことを地域から上がっていたら、協議会で話し合っただろうし、実働組織があるのでそのようにやっていくので、大変私はコミュニティー学校でこの辺のいろんな課題を拾い上げて、みんなで解決していけたらなと思っています。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） これで前向きにいろんな面で、今環境整備の件も含めて、前向きに、学校とPTAとも調整されて、自分たちの学校であるということでぜひとも進めていただきたいと。これで私の質問を終わりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 以上で3番 大城邦彦議員の一般質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前11時41分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

◇ 新 崎 悟 一 議員

○ 議長（大城佐一） 次に7番 新崎悟一議員の一般質問を許可します。7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 一般質問に入らせていただきます。

1、国連NGOグリーンハットインターナショナルに関する件について。

1. 昨年の9月定例会にて国連NGOグリーンハットインターナショナル（以下GHI）との面会に

についての質問を引き続きしますが、昨年4月下旬、私のアテンドでGHI谷村理事長及び他2名が村長室を訪れた際の質問をし、答弁いただいたことに対して再度お伺いしたい、村長は「議員ご存じの通り、村長に面会したいとのアポがあり、村長室で要望を聞き、その後正規の手続きを経てもらうため担当課まで案内、業務を引き継いだものであり、特に問題ありません。」と答弁されました。しかし、ご存じの通りと仰っておりますが、私はその事を知りません、私が知っている事は、村長室での面談の際、GHIの活動内容を聞き、それで村長として誘致するとの発言があった為、担当課長を私が呼びに行き、村長が誘致すると担当課長に告げた後、担当課長より、要望書を上げてくださいとの事を村長室にて受け、それでGHIは要望書を提出した記憶しかありません。私や同席したGHIの方々の記憶と村長の答弁の食い違いのご説明をお伺いいたします。

2. 国連に提出された書類を読み上げた際、村長は事実と全く違うと答弁し、条例などに基づく要請書を申請してくださいというふうなことで文書でお返ししているんですが、いまだにその要請書は届いておりません。この後何ら申請書も出てこないということで、この熟度というのか、組織はどうなっているのかと、かえってこちらのほうが怪しまざるを得ないような状況に今なっているのが事実でございます。と答弁なさっておりますが、GHIについてどうお調べになったのか、調べた結果あやしまざる得ない団体だったのかお伺いいたします。

3. ほかの団体と同様に、平等に公平に取り扱わなければならない事案だと思います。と答弁なさっております、この事は大変すばらしくそうなくてはなりません、他のUN ECOSOC特別協議資格の団体と平等に扱ったのかお伺いいたします。

2、大宜味村における河川管理の責任と地域格差、住民の移住意欲について。

1. 昨年11月の大雨による被害を受け、大宜味村管理の河川には土砂が流入しました。3月定例会予算特別委員会の後の視察では、担当者から「法定外河川でもあり、まずは住民の自助で、その後公助がある」との発言がありました。このような発言の根拠・理由をお伺いいたします。

2. 現在、大宜味村は高齢化と人口減少、さらには少子化という深刻な問題を抱えています。この自助の大半は、仕事がある年代の住民が休日や仕事を休んで行っているため、経済に良い影響を与えるどころか、むしろ悪影響を及ぼしています。この状況では、他地域からの移住者が断念することが多く、今の若い世代が他の地域に移り住むことが進むばかりです。結果として、高齢化と人口減少が加速することが懸念されます。以前の質問でも触れた人口増加率の達成が実現できていない現状を踏まえると、このような執行部に村政を任せてよいのか大変疑問に感じています。この点について、村長の見解を伺います。

3. 村民は住民税だけでなく、インフラ整備のために多大な税金を支払っています。それにもかかわらず、村民には金銭的な負担だけでなく、さらには自助と言う名のもとに肉体奉仕を求めても良いとの姿勢が見受けられます。このような状況は、まるで大宜味村の住民が執行部の使用人のように扱われているかのように捉えられます。行政が住民に自助を求めてもよい理由について、具体的な法的根拠をお伺いします。

3、コンプライアンスとガバナンスの重要性について。

1. 私は議員就任直後の一般質問から、執行部に対しコンプライアンスやガバナンスの重要性を問い、これを遵守するよう要望してきました。しかし、現状においてはその重要性が十分に認識されていないと感じています。特に、行政の透明性や説明責任が求められる中で、村民に対する信頼の確保が難しく

なっている状況があります。この点について、村の見解をお伺いします。また、今後どのようにして執行部がコンプライアンスやガバナンスの遵守を徹底していくのか、具体的な取り組みについてもお伺いします。

２．現在の村政が続くことで村の存続が危ぶまれるという意見が私には寄せられています。特に、少子高齢化や人口減少、地域経済の停滞などが問題視されています。このような状況において、執行部の予算執行について現状のままでは十数年後には破綻することが予想されています。村としてどのような具体的な対策を講じているのか、また、今後どのように政策を見直していくつもりなのか、その方針をお伺いします。さらに、これらの問題に対する村民の意見をどのように反映させているのかも併せてお伺いします。

３．毎月の村だより等と共に、軽自動車税や固定資産税など各種税金の支払い通知が各区の区長さんから世帯へ配達されていますが、その封書には大宜味局料金後納（こうのう）郵便との印字がされています、区長さんらが配った郵便物の料金を後で郵便局に支払っているのか、また送付料は予算建てされているはずですが、これらの送付物にたいしての予算も計上され歳出されているのか、お伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 新崎悟一議員の質問にお答えします。

①については、私から進んで研究実証施設の誘致活動は行っておりません。G H I 側からの要望として受け止めたものであります。村が事業を誘致決定するには所定の手続を経て決定されるものであり、初めてお会いして一時間少々で決定できるものではありません。

②については、大宜味村企業立地促進条例に基づく手続方法とその後の村の対応方法を文書で回答しております。しかし、条例に基づく書類の提出はありませんので調査は行っておりません。

③については、他の団体からの申請書はありませんでした。

次、①の根拠・理由については、本村が管理している里道や河川など法定外公共物は、平成16年度頃に、国から村に権限移譲され、村が譲与を受けておりますが、以前から各区の作業などで地域住民の皆さんの協力のおかげで、管理がされております。

法定外公共物は数が膨大であること、利用者が限定されることから、ほかの公有財産と同様に管理することが困難な状況であり、指針がなく取扱いに苦慮しており、様々な市町村等の法定外公共物の取扱い状況や事例を踏まえ、令和３年度に「大宜味村における今後の里道の取り扱いについて」を作成し運用しております。

しかしながら、地域の水管理や防災において重要な役割を果たす河川もあります。これらの河川状況を確認し災害想定に応じて優先順位を決定しながら計画的に浚渫などを実施していきたいと考えております。

②についてお答えします。本村は議員御指摘のとおり少子高齢化や人口減少という問題は喫緊の課題であります。そのような状況だからこそ、より自助、共助の役割というもの大きいと考えているところです。人口増に向け、住居の確保、雇用の創出、子育てしやすい環境、教育の充実、医療福祉の充実等に向け引き続き鋭意取り組んでまいります。

③の具体的な法的根拠については、災害時や地域社会においてよく自助、共助、公助という言葉が用

いられています。議員ご指摘の自助を求めてもよいという法的根拠はございませんが、公助で全てを行うことに対しては、限界があることから、住民自ら地域の課題に取り組むことで、地域コミュニティーの結束につながることや住民の主体性を育むことにつながり、地域の持続可能な発展において重要な役割を果たしているものとだと考えております。

次、コンプライアンスについてですが、①の村民に対する信頼性の確保が難しくなっている状況についての見解と今後の具体的な取組については、まず今回の障害福祉事務処理の不手際については、村民及び関係者の皆様に対して大変申し訳なく思っているところです。いま一度全職員気を引き締めて業務に当たっていきたいと思います。

コンプライアンスやガバナンスの遵守というものは、行政の信頼性を高める上で非常に重要であります。今後全職員を対象にした研修等を行っていくことや、現行の組織体制にも要因があるかと考えていることから、今年度機構改革の検討も行い取り組んでいきたいと考えております。

②についてですが、予算の執行については、本年度から着手している中長期財政計画に基づく、予算編成並びに予算執行を行っていきます。また、政策の見直しについては、今年度策定予定の第6次総合計画及び第3期総合戦略の中で前期計画の検証を踏まえ、検討していきたいと考えております。

村民の意見については、アンケート調査やワークショップ等の開催も検討していますので、その中でご意見を頂き計画に反映したいと考えています。

③についてお答えします。区長が配った郵便物に対する郵便局への支払いはありません。送付物に対しての予算は、賦課徴収費の通信運搬費の中で後納料金を計上していますが、区長が配る納付書に対しての予算計上はありません。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 1番から行きますけれども、現在、GHIの理事長をはじめ、出席した私も含め、関係者が村長の言動に非礼があったと抱いている状況で、これは村長が発言した内容や約束についての信義則に関わることだからです。村長が発言した内容や約束を自身で否定することは信頼関係に影響を与えます。GHIは国際経済社会理事会に特別協議資格を持つ組織であり、国連が国際的な問題に取り組む重要な役割を果たしています。村長は地域住民に及ぼす影響についてどのように受け止めているのかお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 今回の件につきましては、GHIのほうから村長に会いたいということで村長室に来て、GHIが考えている計画等をお聞きしました。それを受けて、村としてこの事業を導入するには、企業立地促進条例や施行規則などに基づいた手続が必要ということで担当課に会わせて、そこから条例のコピーや申請書のコピーもGHIのほうに手渡したところでありまして、今回いきなり村長が誘致したからすぐ決定ということは、まさにコンプライアンス、ガバナンスについて大きな問題があると思いますので、私はコンプライアンス、ガバナンスを尊重しての対応であります。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 国連憲章と日本の義務を理解していただきたいのですが、国連憲章第2条第5項には、加盟国が国際連合の活動を妨げてはならないことが求められています。日本国は国連の加盟国であり、国連憲章に基づき国連のする活動をさまたげてはならず、協力する義務があります。この義務は日本国憲法第98条に日本国は国際法及び国際協調の原則を尊重し、これを遵守するとされています。

地方自治体も国連憲章を遵守し、協力することが求められております。村長はこれに対する理解を持っているのか。また国連NGOの関係構築の重要性についてどのようにお考えですか、お伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 私はこの件に対してね、この事業をするなどとは言っていないですよ。事業を進めるにはそれなりの手続がありますから、ちゃんと条例にのっとって手続をなさないと。もしそういう意欲があるのであれば、すぐ申請書、計画書を出して、その後村でいろいろ審議して事業を展開していくということで、申請書を出しなさいといったのを、それ以降何の連絡もない、そういう状況であります。国連だからというよりも、やはりこれはコンプライアンス、ガバナンスがですね、この団体というか、申請というのは国連、そしてほかにいろんな団体がありますから、それは全て条例に基づいた手続が必要だということで、まさにコンプライアンスの問題だと思います。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 今回の答弁でですね、GHIが村に事務所を置きたいと話しているかのような流れで村長は話しておりますが、村長室においてですね、谷村理事長及びほかの理事も大宜味村に事務所を置きたいと発言していません。それを都合のよいように説明解釈しないでいただきたい。あと、私もですね、村長に人や団体をアテンドする際、大変気をつけていることがあります。それは大宜味村のためになるかどうかです。私は議員に立候補する際、村長に約束しました。私は保守革新、右左関係なく大宜味村のために何事もやると。覚えていないかもしれませんが、今まで村長に会っていただいた人、団体は私は調査し、大宜味村のためになると確信を持ったときだけです。今回来たGHIは、国連活動の中の砂漠の緑地化や農業の普及、推進、教育を専門とした国連の活動をする専門機関で、世界の農業や環境のルールづくり、普及、教育を国連に提言できる機関です。この機関が国連経済社会理事会の認定団体なのか、私も調べました。当初日本国内だけの情報だけを基に調べましたが、国連が日本国に出しているインフォメーションだけでは何が何だか分かりません。そこで海外のインフォメーションを調べやっと確証へ、またこのような機関が大宜味村に来ていただいたら、現在大宜味村の農業者が抱えるいろいろな問題解決が世界最先端の技術や研究で解決でき、将来的にはユネスコのやんばる自然遺産のような農業の国際認定もいただければ、大宜味村の農業に大変貢献できると考えたからこそ村長に会っていただいたにもかかわらず、現実には村長の非礼によりGHIの申請手続の履行が行われなくなっております。この点、村長はどうお考えかお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

ですから先ほどから申し上げておりますように、この事業を大宜味村で展開したいのであれば、事業計画、それをちゃんと大宜味村に出して、その後で村としていろいろ調査してこの事業内容を熟議、議論してから、もちろんいい事業であれば決定してこの事業が展開すると思うんですが、もう入り口で詰まっている。大宜味村が全部お膳立てしてやらなければいけないのか。そういうことにはならないと思います。やはり先ほどから申し上げておりますように、ほかの団体と同様に条例、規則にのっとった手続が必要だということで、国連の団体だからということで特別扱いするということではありません。申請書が出た場合に、村でちゃんと調査して、ああこういう団体はいいねということで評価があつて、誘致が可能だというふうに理解していただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） GHI側がまず手続をしていないとおっしゃっていますが、私が言っているのは、まず村側の非礼があったからGHIは手続を進めていないということを御理解ください。それはですね、村長が村長として誘致をすると皆さんの前で発言したんですね。それで要望書を出しました。要望書を出したその回答が、確かにおっしゃるような手続をしてくださいということでした。ですが、その中にですね、「村として誘致していません」と書かれてあるんですよ。まず、そこで無礼でしょうという話ですよ。それはよく分かっています。今回、正直村長の非礼によりですね、得られたはずの大宜味村の利益が失われています。それは訪問客に対し礼節を持った対応ができていない。また、訪問した方々を正しく調べもせず判断した結果だと私は感じています。極端に言うと、人を上下関係で見ないか。調査能力、判断能力があるのか、それにとっても疑問を持っています。ほかの団体と同等に扱うならば、正しくこの団体がどんな団体なのか調査しなければならないと思います。私ぐらいに調査した——さっきしていないとおっしゃっていましたが、これからすることはあるのかなのかお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 繰り返しますが、条例、規則、様式等を区分してコピーして渡していますので、この申請書が出た時点で村として規則に基づいて審査して、事業を検討してまいりたい。その際に誘致決定等そういうことを考えておりまして、村長がすぐ誘致決定ということはありません。皆さん御存じのようにそれなりの手続が必要ですので、村長に会って、すぐ村長が誘致決定したからという話には全くなりませんので、そこら辺は勘違いしないようにしていただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 取りあえずですね、まず非礼があったということを御理解ください。もうちょっとですね、私のところには、ほかにも村民などから役場に対して多く苦情が寄せられています。その多くはですね、礼節があれば起きない苦情だと私は感じています。一般社会において礼節はとっても大切です。今後執行部にはどのような訪問者に対しても礼節を持って接していただきたいと切にお願い申し上げます。それで次に移ります。

確かにですね、平成25年、災害対策基本法の改定では、地区における自発的な災害活動に関する地区防災計画制度が創設され、その意味は東日本大震災で多くの市町村長及び職員が被災、死亡し、公助機能の限界に達したため市町村の行政機能を麻痺するような大規模広域災害が発生した場合には、まずは自分自身で自分の命や身の安全を守ることが重要である。この上で地域コミュニティーでの相互の助け合い等が重要になってくるとのことで改定されております。

今回の災害において大宜味村の行政機能が麻痺したのかお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

行政機能が麻痺というところまでは至っていませんが、やはり議員御存じのとおり浄水場が被災して、ほぼ全職員がそこに当たったというところで、その復旧に向けての作業については、ほぼ総務課の職員だけが庁舎にいたという状況ですので、それ以外の対応はもうできないという意味では、その時点では麻痺していたのかなというふうに認識しております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） それは1週間ぐらいでしたっけ、みんなが。その間ですよ。私が話ししてい

る自助、公助の件は3月の時点での話です。そのときには役場の機能はありますよね。

○ 議長（大城佐一） 新崎悟一議員、今2の1の質問のやり取りなんですよ。総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

3月の時点におきましては、行政機能が麻痺しているということはありません。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 法定外公共物が被災した場合、住民が自助や共助で修復を図らないといけないというのが私の考える上でとても疑問なところです。私の感覚では公共物、私有物問わずそのものの管理者が復旧に当たる責任があると思うのですが、認識をお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 法定外公共物というのがですね、実は明治以前ぐらいに自然にできたもの。それと個人が作られたものとなっております。その後に明治時代以降ですかね、地租改正に基づいて国の財産となっております。その後、県のほうがこういった業務を行っておりました。平成16年頃ですか、市町村に譲渡されています。もともと国のときにもこういった管理責任がどこにあるかとかいろいろもめています。ほかの全国の自治体もそういうふうな形で、今大宜味村としては昔から習慣として区や地域の住民が主体として維持管理をされていたので、そういった部分を目指しております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 今、地区が維持管理していたとおっしゃっているんですけども、じゃあ管理委託とかそういうこともちゃんとなされておりますか、お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 村の管理委託というのは行っておりません。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 先ほどの答弁にもありましたけれども、法定外公共物は平成17年に国から地方自治体に譲渡されたとなっております。先ほどの答弁から言っても大宜味村が譲渡していますよね。管理契約もない中、住民たちにそういう作業を求めるのはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけどもどう思いますか、お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 法定外公共物は河川もありますし、里道と言われているものも、村内至るところにあります。こちらのほう、個人限定で使われるようなところも山のほうにはたくさんあると思います。そこを全て大宜味村が管理するのはすごく難しいことで、国のときにも法律上明記な位置づけがなかったために管理権の根拠をめぐる争いが何回か起きております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 地方自治法第2条第4項には、地方公共団体はその区内における公共の福祉の増進に努める責任を有すると明記されております。これに基づき法定外河川の管理整備は管理者である村の責任であると考えますが、御見解をお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 市町村へ譲渡されたとき、財産管理とともに市町村の自治事務となり、具体的な管理方法等がその市町村の自主的な判断に委ねられているような形になっております。大宜味

村としては、集落内の河川、里道に関してはなるべくこちらのほうでやっていきたいとは思っておりますが、山奥の中に関してはこちらのほうで管理されていないものは管理していかない方向となっております。

○ 議長（大城佐一） 7 番 新崎悟一議員。

○ 7 番（新崎悟一） 基本的に法的根拠がないわけですね。その中で今後も村民に自助やそういうことをお願いしていくのか。じゃあなぜそれがお願いできるのか。もうちょっとその辺どうお考えなのかお聞きします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

集落の環境の保存には、やはり地域住民の力が必要です。先ほどから答弁しているように、全てのことに村が対応していたのではとてもできません。やはり地域には地域に住んでいる方々が率先してこの災害対応とか作業とかに取り組むことは大変必要だと思います。そういうことが地域の一体感を生み、地域の活力、地域の持続可能な発展につながると思いますので、村が全てやるのではなくて、地域自らできることは地域の皆さんにもある一程度の自助はお願いしたいというふうに考えております。

○ 議長（大城佐一） 7 番 新崎悟一議員。

○ 7 番（新崎悟一） 村長の気持ちはよく分かりましたけれども、一応村長も公務員ですので、公務員は法に基づいた行動をしないといけないと思います。今発言なさったところのどこに法的根拠があつて話をしているのか教えていただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 法的根拠というよりは、これは村政をする者として自助、公助も地域ではぜひ必要だろうと、そういう認識で発言しております。

○ 議長（大城佐一） 7 番 新崎悟一議員。

○ 7 番（新崎悟一） 以前村長は、大宜味村を名護市のベッドタウンにしたいと考えていると発言されていますが、村長が自助を強要させるような状況では、本当にベッドタウン化ができるのか不思議です。住民が自助を求められる環境では移住希望者が断念することが増え、地域の発展が阻害されるのではないかと懸念しています。思いだけでは住民が増えることはないと思いますが、ベッドタウン化にして住民が増える根拠をお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

やはり地域での縛りがあって、都市地区に出て行く人もいると聞いておりますし、逆にまた地域の皆さんとの交流を求めて地域に移り住んでいることもあります。名護市のベッドタウンということを発言しましたが、その地域は地域でまた新たな文化を生み出すためにも、お互い近隣の住民が力を合わせて地域コミュニティをつくり上げるということが大切でありまして、自助、公助も何も求めなければその地域の活性化というのは図れない。やはりそこに住んでいる人々が力を合わせてこの地域づくりに努めることが大変重要だというふうに考えております。そうすることが、また地域のにぎやかさ、活性化につながるものだと考えております。

○ 議長（大城佐一） 7 番 新崎悟一議員。

○ 7 番（新崎悟一） 法的根拠のない住民の自助をいつまで続けられるおつもりなのか、その方針に

ついてお聞かせください。また地域経済に悪影響しか及ぼさないと考えられる中で、一刻も早くそのような考え方を廃止できないのか。村長の見解をお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

例えば災害とか何かあったから村民に自助を強要するわけではありません。理解を求めながら自助をしてもらおうというふうな感じで、村が強制的に労働をやりなさいとかそういうことは毛頭考えておりません。やっぱり地域に住んでいる方々の自発性を重要視したいと思います。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 時間もないので次の3に移ります。

今回、障害者区分認定につき不備があった。その原因を聞くと、村長はガバナンスの欠如にあったと臨時議会後の議員への説明で述べておりましたが、新聞には職員の不手際があったとおっしゃっております。これは私は職員の責任ではないと思います。コンプライアンス、ガバナンスを守っていたらこんなことは起きなかったことです。ヒューマンエラーは必ず起きます。私も含め完璧な人間など存在しません。管理者はヒューマンエラーが発生したとしても大問題にならないような策を講じておかなければならない責任があります。これは民法644条、民法400条に規定されています。これは調べてください。執行部に再三再四コンプライアンス、ガバナンスの遵守をお願いしていたにもかかわらず、今回このようなことが起きております。なぜ今までに対策を講じていなかったのかお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

○ 副村長（宮城 豊） お答えします。

私が総務課長のときに悟一議員がコンプライアンスの件で質疑したのを今でも覚えていますけど、このときの状況からすると、なぜ起きたんだというところを言われてもですね、弁解の余地もございません。議員御指摘のとおり、やはり起こってしまったということは、やっぱり何らかの問題点があるから起きていることです。コンプライアンスに関して、じゃあ今まで何をやってきたかという、職員の研修等はやってきたりとかしていますけれども、全体を統括するコンプライアンスの指針であったり方針、大きなところのものに関しては、本当にあれなんですけれどもできていない状況です。今の、今回のこのような状況が起きて、次に同じような過ちを起こさないためには、今議員御指摘のとおり、いまいちそのコンプライアンス、ガバナンスの徹底、もう見直しして内部の統制、基本方針的なところを重視してつくり上げていかないといけないと考えております。総務のほうの人事担当にお願いして、今問合せして、早急にもう一度全職員を含めてコンプライアンス、ガバナンスに関しての、これが全てではないですけれども、まず第一弾として緊急にそのコンプライアンス、ガバナンスに関しての研修を持つ計画としております。また、今後は、今指摘あるとおり、こういう基本方針的なものを策定しないといけないというふうにつくづく感じております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 私は正直こうなってほしくないから最初から言っているんです。だからあのときに、今おっしゃったようなことをやっていただいていたら、今こんなことは起きていないので、今回の件もすごい基本的な、ダブルチェック体制を強いていれば、それだけで起きなかったことです。ダブルチェック体制って皆さん稟議書回して、上で印鑑を押しているの、あれはダブルチェック体制ではありませんからね。ダブルチェック体制とは同じ横並びの人間を2人以上つくって、2人より3人、3人

より4人の目で瑕疵がないかみんなで確認し合う。人間というのはミスを起こすんですよ。必ず起こします。どんな人でもです。だからそれが起きないように今後そういう体制を取っていただきたいと思います。最初から質問していますので、今気づいたんだから、今からやってください。お願いいたします。

あともう一つ、補助金返還など、これからいろんな調査だとかそれをすると思いますけれども、私もある団体に所属していたときにこういうことをやりました。不正の調査だとか、補助金返還の申請書とかやりましたので、大体内容は分かっておりますけれども、その都度、議会にも報告していただければと思います。

次に移ります。郵便物の件です。郵便局から配達されるものが、区長から配られているんですよ。これで今まで疑問に持つ方はいらっしやなかったのかお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 財務課長。

○ 財務課長（前田佳政） お答えします。

今まで毎年4月の初めの区長会のほうで、税金等の通知につきましてはお配りさせていただきますということで区長にはお話してまして、その後、住民等からも区長が配付している件につきましては、特に問合せ等はございません。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） すみません、いつからこういう状態なんですか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

区長が納付書とかを配付しているものに関しては、いつからというのはお答えできないんですけれども、大分昔からやっているということで認識しております。これについては、毎年4月1日に行政事務委託契約を交わしておりまして、必ずしも区長とは限らないんですけれども、大体区長方が来て区長方と契約を交わしています。その委託事項の中で納付書の配付であったり、そういうのもこの契約事項の中に含まれていますので、それを基に区長に配付をお願いしているところです。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 委託契約しているからという話ですけれども、契約書というのは契約内容に不備があった場合、無効だということを知っていますか。そういう認識はあるのかお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） 不備があれば無効だということは把握しておりませんでした。お互い協議の中で契約をして、何か間違いとかそれがあれば、協議に基づいてまた変更契約であったり、その訂正を行うことについては把握しております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 契約もですね、条例もなんなんですけれども、上位法に違反するようなことは書けないわけですよね。だから上位法を必ず確認しないといけません。今回、この区長たちが配っている件に関して、法律的なチェックは行っていますか。お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

法律、上位法の確認をして行っていないです。昔からの慣例的なものでそういう契約をしているというのが実状です。

○ 議長（大城佐一） 7 番 新崎悟一議員。

○ 7 番（新崎悟一） コンプライアンスを守るということは、やっぱり慣例を守っているでは駄目なんですよ。今の法令を守らないといけないんですね。今回の区長たちが配っている件、郵便法というのがあります。郵便法というのを読んでみてください。私はあまりにもここで口に出したくないので、もう口にしませんけど、それでその郵便法にこれが適合しているのかどうか、執行部でよく審査して吟味して、今後どうするのか。公務員であれば法令違反があった場合に法令違反の通告義務があるはずですよ。そこもどうするのか、お考えいただきたいと思います。副村長を責めるわけではないんですけれども、前に副村長は就任直後に、私に職員を守るとおっしゃってありました。私は法律を守る。コンプライアンス、ガバナンスを守ることこそ職員を守ることだと思うんですよ。今回もそうです。だから今後は、本当に職員を守っていききたいと思いますけれども、その辺のことを副村長にお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

○ 副村長（宮城 豊） お答えします。

確かに、職員を守るのが私の仕事ということを発言したのは記憶しております。ただし、身内に甘い、よく言われますようにいろんな問題が起きたら身内に甘いんじゃないかというような意味で、そういう職員を守るといった意味合いで申し上げたわけではございません。やはり今言うように、しっかりそういう職員の指導、コンプライアンスもはじめ、やはりそれこそが職員を守る一歩だと思います。職員の研修、初めての研修会のとくにいつも私が申し上げているのは、法律を勉強してくれと。条例も含めて。それはなぜかということ、自分を守ること。身を守ることだからそこはしっかり勉強していただきたいというのは常々申し上げております。これは今でも変わったことではありません。今議員御指摘のとおり、やはり職員を守るということはコンプライアンス、そういったところから徹底して職員を指導、教育して、違う意味で職員を守っていくということに捉えていききたいと思います。ありがとうございます。

○ 議長（大城佐一） 7 番 新崎悟一議員、質問時間が残り少なくなりましたので、簡潔に質問をお願いいたします。7 番 新崎悟一議員。

○ 7 番（新崎悟一） もう時間もないので、今の副村長の答弁、本当にそのとおりです。だからこれからそういうふうやっていていただきたいと本当に切にお願いします。

あと先ほどから村長に、今回の質問、基本的にコンプライアンス、ガバナンスの件なんです。コンプライアンス、ガバナンスって礼節も入ります。信頼とか信義則とか、法律だけじゃないので、その辺も踏まえて皆さんちゃんと研修なりをしていただきたいと思います。今後は執行部には透明性の確保、コンプライアンス、ガバナンスの徹底、住民参加型の施策形成、地域経済の振興、調査能力、計画策定能力の向上などのために、今おっしゃってましたように研修やそれに至善、あと自助を行っていただき、効果的な施策を実現できるよう職員の皆様の自助努力をお願い申し上げ、一般質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 以上で7 番 新崎悟一議員の一般質問を終わります。

◇ 宮 城 美和子 議員

○ 議長（大城佐一） 次に5 番 宮城美和子議員の一般質問を許可します。5 番 宮城美和子議員。

○ 5 番（宮城美和子） よろしく申し上げます。

今回は6 月の環境月間にちなんで、ごみの不法投棄について取り上げてまいります。

6 月は環境月間とされており、日本では6 月5 日の環境の日を含むこの時期に、国や地方自治体、企

業、NPOなどが連携し、環境への意識を高める様々な取り組みが行われております。村内でも今日商工会のビーチクリーンがあります。間に合えば私も参加する予定でございます。

この環境月間に当たり、私たちの大宜味村においても改めて環境について考えるきっかけにさせていただきたく、これより一般質問いたします。

1. ごみの不法投棄をどう防ぐか―住民と行政の役割。

本村においても、山間部や海岸、河川など、人目のつかない場所を中心に、粗大ごみ、家電、タイヤなど不法投棄が後を絶たず、美しい大宜味村の自然環境や地域の景観を損ねるとともに、衛生・安全面や世界遺産の入口でもある観光地としても大きな課題だなと感じております。イメージダウンにつながっていると思います。

住民の方からも、私有地にも不法投棄があると、ご相談もあり、このような状況を踏まえ、以下の点について伺う。

①村内の不法投棄の現状について伺う。

本村として、不法投棄をどのような問題として捉えているのか。また、地域住民からの通報体制、監視体制、処分費用負担の課題など、現状における具体的な課題を伺う。

②不法投棄対策として、これまでどのような対応を行ってきたのか伺う。

（予算措置や、国・県との連携、村民啓発活動の内容など、過去の対応実績など）。

③不法投棄対策の強化を図る必要があると考えるが、本村としての見解を伺う。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 宮城美和子議員の質問にお答えします。

①不法投棄の現状については、人目がつかない道路沿いの山間部には、多数の不法投棄があると認識しております。不法投棄は、環境への深刻な影響を及ぼすだけでなく、地域の景観を損ない、住民の生活にも悪影響を及ぼします。本村としてもこの問題に対して真剣に取り組んでいかなければなりません。

②のこれまでの対策については、不法投棄禁止の看板を山間部などに数か所設置したり、ごみの正しい分け方・出し方のパンフレットなどに掲載し啓発活動を行っております。

また、悪質な不法投棄が発生した場合は、県や警察と連携して、対応しております。

③の対策強化については、地域住民の皆様と連携しながら、不法投棄撲滅に向けた啓発活動を強化していきます。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 御答弁ありがとうございました。

不法投棄についてですけれども、いろいろパンフレットや啓蒙活動など、いろいろ対応なさっていることには評価いたします。ですが、村民の立場から見ますと、やっていただいたのですが対応が見えづらい状況があるかなと感じております。

以前にカメラを設置していると伺ったのですが、どことは言えないと思うんですけれども、実際、不法投棄のカメラの状況などを伺いたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 議員の御質問にお答えします。

カメラのほうですね、不法投棄が多発していて警戒をしなければいけないときに設置した事例がござ

います。

○ 議長（大城佐一） 5 番 宮城美和子議員。

○ 5 番（宮城美和子） その設置したことにより、被害が少なくなったとか、今カメラを維持しているのかとか……、カメラが抑止になっているのか。今でも作動しているのかについてお願いします。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 一時的に設置したものということで、多発しているところに一時的に設置して不法投棄の防止をやっておりました。

○ 議長（大城佐一） 5 番 宮城美和子議員。

○ 5 番（宮城美和子） あと住民からの通報などがあるのか伺いたいことと、今後、繰り返し不法投棄される箇所に対しては、簡易型でも監視カメラの設置とか車両ナンバーの記録ができるシステムの導入とかを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 強化に関しては、まず優先的に住民の通報等、協力をお願いしたいと思っております。それとできることということであれば、不法投棄禁止のパトロール実施中みたいなマグネットを作成して、これを役場の公用車とか地域住民で協力できる方に貼っていただいて、村民全体が不法投棄に対して見張っているという体制づくりを考えております。

○ 議長（大城佐一） 5 番 宮城美和子議員。

○ 5 番（宮城美和子） 県庁のホームページより、市町村産廃対策支援事業があり、その中に不法投棄防止対策の補助金がございます。その中にはカメラの導入であったり、看板設置とか侵入防止策とかその他いろいろ防止に対しても工作物の作成などの支援がたくさんありますが、そういったものも御利用されているということでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） こちらの事業は多分平成24年ぐらいに活用させてもらっています。それが山間部に設置されています啓発の看板になっております。こちらのほう予算の範囲内ということで2分の1補助、2分の1が村負担となっておりまして、予算も全額つくか分からないような状態だと思っております。

○ 議長（大城佐一） 5 番 宮城美和子議員。

○ 5 番（宮城美和子） これから環境問題とか大宜味村にとっても大切なことだと思いますので、将来の大宜味村の子供たちにも未来の環境を守るために教育とか考えていけたらと思います。村内の学校と、あと環境科があります辺土名高校の子供たちも交えて、環境月間に合わせてごみ問題とかモラル教育、地域美化活動を取り入れる取り組みを毎年恒例にするとか。あとこれから取り組みされるコミュニティースクールでも検討いただけたらと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 環境問題は重要なものだと思いますので、教育委員会と連携しながらできることを検討していきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 5 番 宮城美和子議員。

○ 5 番（宮城美和子） 不法投棄の問題を村の広報紙やホームページなどで違反ですよみたいな警告というか注意喚起をするようなものをぜひ発信していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 議長（大城佐一） 建設環境課長。
- 建設環境課長（花田義徳） 大宜味村としても広報とかホームページとかそういった部分で、これから強化していきたいと考えております。
- 議長（大城佐一） 5 番 宮城美和子議員。
- 5 番（宮城美和子） 今年 2 月に開催された、村の施策説明会において今年度、大宜味村第 6 次総合計画及び第 3 期総合戦略策定事業を一体的に進めていくとの説明がありました。この計画策定に当たり地域の課題の一つである不法投棄問題についても、ぜひ計画の中に明記し、施策として位置づけさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。
- 議長（大城佐一） 建設環境課長。
- 建設環境課長（花田義徳） こちらのほうも積極的に考えていきたいと思っております。
- 議長（大城佐一） 5 番 宮城美和子議員。
- 5 番（宮城美和子） ありがとうございます。

最後に申し上げたいのは、ごみが投棄されるとその場所への便乗投棄に対する罪の意識などの心理ハードルが下がり投棄が繰り返される状況になります。その点からも管理者による早めの清掃活動も大切だと思います。不法投棄は村内外からの一部の心ない行動だけではなく、制度ですね、分別のルールが分かりにくいとか処分費が高いといった住民の困り事が背景にあると考えます。ぜひこうした住民の困ったの声に寄り添った仕組みや支援策を進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

- 議長（大城佐一） 以上で 5 番 宮城美和子議員の一般質問を終わります。

-
- 議長（大城佐一） 休憩します。

（午後 2 時 3 2 分）

-
- 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 4 5 分）

◇ 宮 城 良 治 議 員

- 議長（大城佐一） 次に 2 番 宮城良治議員の一般質問を許可します。
（「議長、9 番退場」と呼ぶ者あり）
- 議長（大城佐一） 9 番、退場。
（9 番 平良嗣男議員 午後 2 時 45 分退場）
- 議長（大城佐一） 2 番 宮城良治議員。
- 2 番（宮城良治） それでは一般質問を始めます。よろしくお願いします。

こども園の運動会開催について。

大宜味村立こども園において、令和 7 年度の運動会が平日の「金曜日開催」と「公開保育での運動遊び」として実施される方針となっているが、方針の理由と決定に至るまでの具体的なプロセス（決定した日にちも含めて）について伺う。

また、こども園の保護者懇談会や総会に参加し説明を聞いた保護者から、混乱と不満の声が出ている

ようだが村長・教育長まで保護者の声は届いているのか、今後の対応についても見解を伺う。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

（宮城政信教育長 登壇）

○ 教育長（宮城政信） 宮城良治議員の質問にお答えいたします。

5月20日に「運動会の金曜日開催」についての保護者からのアンケート結果を持参して園長先生が訪ねてきた際、決定に至る理由をお聞きしました。理由の1つ目は、こども園は小中学校の運動会と違って土、日曜日に開催しても、保護者支援の立場から月曜日の振替休は難しく、全部の子供たちが週6日登園することになり、体力面が気になること。2つ目に、こども園の保育・教育課程には、これも小中学校と違って学校行事という位置づけの運動会はなく、日常的な運動遊びがそれに代わるものであることで、授業参観という公開保育で実施したいということ、3つ目に1番目の理由とも関連しますが、熱中症予防等子供の体力面を考え、今まで一斉に運動場に出て演技していたことにこだわることなく、発達段階を考慮して、部屋の中でも公開保育をしたいとのことでした。

このことを5月15日の保護者総会で説明したところ、保護者への説明、相談なく決定したことはおかしいということで、保護者会を中心に多くの保護者の意見を取ったということです。

全てではありませんが、園長先生の言う理由は少しは理解できましたが、こども園の運動会は長年、今日のように実施してきた行事で、保護者や地域の方が楽しみにしている行事だということを考え、今後の対応として、まだ、時間があるので保護者と話し合って双方が納得のいくようにしてほしい。できれば保護者の意見を尊重して、元に戻すことも考えてほしいということを指導しました。その後運営会を開いたということも伺っております。

保護者からの混乱と不満の声は、今回、園長先生から知ったことで、直接保護者からの要請はありませんでしたが、話がまとまらなかったら要請文を提出する予定だったということは伺っております。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 保護者からの直接の要請はありません。この件に関して教育長から聞きました。対応については教育長に一任しました。教育長の答弁と同じように双方が納得のいく対応を望んでおります。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 答弁ありがとうございました。

今回のような園の方針について、一般質問でこのように取り上げるかどうかというのをとても悩みました。というのも運動会の実施の方法というのは、やっぱり園内で完結すべきもののように思われるかもしれません。しかし、保護者の方々からいただいた声で、こども園の運営委員会、保護者懇談会、総会での説明のやり取りを聞く中で、運動会の方針のこと以上に、保護者と園との間の信頼関係が大きく揺らいでしまっていると感じました。教育というのは学校だけではなく、家庭や地域とともにつくり上げていくものです。そして保護者が初めて教育の現場と信頼関係を築くのがこども園ではないでしょうか。その大切なスタートの段階で保護者が声を上げなければならなかったこと。そしてその声が十分に受け止められていないように感じられることは、単なる運動会の話にとどまらず重要な問題だと捉えています。教育長の見解を伺います。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

○ 教育長（宮城政信） 議員のおっしゃるとおり、やっぱり地域にある学校を含め園は、学校や園だけで決めるのではなくて、保護者、地域の方、関わる人全てが子育て、教育・保育の当事者として、一緒に連携、協力して運営していくものだと考えております。

私が今進めているコミュニティースクールはまさしくそのとおりで、共に、関わる人全ての人と一緒に育てていくという、方針もそうですけれども、決めていくということの狙いがあります。

今回、保護者からのアンケートを見まして、議員のおっしゃるとおり、すごい離れているなど。意識が園との信頼関係が崩れているなどというのをとても感じました。その中でちょっとショックだったのが、運営委員会は何のためにあるか。機能していないんじゃないかという意見があって、私もこのコミュニティースクールの中には運営委員会というものの、名前は違うんですけれども、法律で定められた学校運営協議会というんですけれども、すごい大切にされていて、今回のように園の基本的な方針、それから運営の在り方については、承認あるいは意見を述べるということで法律で定められておりますので、今回、こういうことがないように積極的に推進していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。

次にこれまでの経過の確認をさせていただきたいんですけれども、最初の答弁でなかったので聞きまされども、この運動会を決定した、または教育委員会が把握した、行事予定表に3月上旬には多分載っていたと思うんですけれども、その行事予定表に載せる、または教育委員会に相談があったのはいつだったのかというのと、この日で運動会をやろうと決定したのはいつだったのかをお願いします。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

○ 教育長（宮城政信） 当初は、従来どおり土曜日にやる予定でいたということは最初に聞いていて、教育委員会に行事計画を出しますよね、2月、3月ぐらいに社会教育のほうに。そのときに小中学校とかち合っていて、譲ったということを聞いていて、私は金曜日になったということはその場では知っていたんですが、もう保護者と了解済み、全てが了解済みで、ああ納得いって金曜日になったんだということで何も申し上げませんでした。その過程で相談とか報告、連携はなかったので、これは教育長としてとても反省しています。やっぱり相談があって金曜日にやりたいけど、そして保護者も同意しているという、こういう情報を得る必要があったんじゃないかなとちょっと今反省しております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。保護者から聞いた話ですけれども、4月22日の運営委員会で園長より運動会が平日開催になるということを役員自体もその日に、4月22日に聞いたと伺いました。その以前に予定表を見て、保護者がこの日程間違っていないかという問合せが教育委員会のほうにあったと思いますけれども、その22日の運営委員会で平日開催になったよと委員に説明したときに、そこで参加している全委員が反対していたと伺っています。それで4月25日、保護者懇談会で運動会が平日開催になったことを全体に説明はしています。平日開催を聞かされて、現役員の方からこの進め方はやっぱりおかしいと、強引に感じたということで、39名の保護者からLINE等で意見を集めたと伺っています。それで5月15日、こども園の総会で再度、運動会の平日開催のこの意見交換をされているんですけれども、翌日の16日、こども園と現保護者会長、運営委員との間で話し合いが行われ、その中で39人の保護者の意見を取りまとめた、先ほど村長にお渡ししたんですけれども、11ページにわたる意見書がこども園のほうに提出されております。その中身というのが、ちょっと読み上げたいんですけ

れども、運営委員会で園長より、運動会の平日開催の話が出た。そのとき出席していた全委員が反対した。しかし、委員が意見をしても園長からは「これは園長権限で決められることで、あなたたちに権限はないですよ。とにかく一度やらせてください」と言われた。委員が「私たちがここで何を言っても変わらないんですね」と言うと、「そうだ」と言われた。じゃあ金曜日の保護者懇談会で園長から保護者に納得行くように説明してくださいということで、この運営委員会は終了しています。みんなが納得していなかったけど権限がないと言われたためどうしようもないと感じた。運営委員会の反対意見が全く考慮されることなく決まるのかというやるせなさや諦め感に陥った。本来なら事前に保護者運営委員会で案として出すべき事案、あまりにも一方的過ぎるという声も出たが、まずはやってみたい。半年以上前から分かっていることだから、保護者は仕事を休み取れるだろうという返答で、こちらの意見は一切聞かないという姿勢を崩さなかった。今のやり方だと保護者運営委員会の意味がなく、全くないと感じる。園長の裁量で決めていいという決まりがあるとはいえ、この進め方だとうまく行かない。うまく行くのも行かないと感じるというのがこの意見書の冒頭に書かれています。

先ほど言いましたけれども、5月20日に教育長の下へ総会の様子や保護者の意見書のコピーを基に報告されたということで、こども園から出された文書に書かれているんですけども、その辺の報告はどのように行われたのかと。その報告書の内容は把握されたのかお聞きしたいです。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

○ 教育長（宮城政信） 今までもめている経緯も正直なところ申し上げまして、5月20日までは全く知りませんでした。持ってきて、内容を全部読んで、そこで内容を確認して、初めてこういうふうにもめて大変なことになっているんだということで、まだ時間があるのでちゃんと話し合っ、このままでは信頼関係が損なわれてしまうので、双方が納得いくようにやってほしいということで、経緯としてです。ですから、本当に私自身情報不足で、あるいはまた指導不足であれだったと思うんですけども、この金曜日に決まったということは聞いていたんですけども、行事計画で。そこはもめているとか、それから納得いっていないということは全く把握していなかったんですよ。その20日で初めて知って、これはどうにかしないとイケないなということで動いた次第です。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。

ちょっと続けますけれども、この6月10日の日に運営委員会が開かれています。そこで園側のほうから運動会が土曜日開催に変更になったという報告があったそうです。その際、教育長から平日開催を見直すよう言われたため従うしかなかったと説明があったと伺っています。この報告を聞いたときに、教育長が迅速に対応してくれたものだと感じ、率直にありがたい思いはしました。しかし一方、多くの保護者が声を上げ、意見書という形で思いを伝えても方針が変わらなかった中で、教育長の一言で状況が動いたということにはやはり複雑な思いをいただかざるを得ませんでした。保護者の声は子供たちの生活や成長を最も身近で見ている立場からの現場の声そのものです。それにもかかわらず、それが十分に酌み取られず、最終的に上からの判断で方針が変わるような形では、保護者の理解や信頼を得ることは難しいのではないのでしょうか。今後は保護者の声をもっと早い段階で酌み取り、丁寧な対話を通して共に方向性を考えていけるような関係性づくりが不可欠だと強く感じています。教育長の見解を伺います。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

○ 教育長（宮城政信） 今回の件を受けて、今進めているコミュニティースクールの重要性を改めて

感じました。やっぱりこのコミュニティースクールは、園長あるいは園だけがこういう方針とか運営を担っているのではなくて、運営協議会というところにかけて、ちゃんと承認、それから意見を言うという制度になっていますので、今回、この反省を受けて、今進めているコミュニティースクール、今小中で進めているんですけれども、園にも広げて、やはり全員で、園長だけじゃなくて、本当に関わる人全てが園の方針、あるいは運営に関わるということをやっている、私自身もちょっと情報不足、指導不足だったんですけれども、このコミュニティースクールは教育委員会が設置しますので、積極的に関わってこういうことがないようにしたいなと思っております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 今回の件は、単に運動会の方針だけの問題ではなくて、園と保護者の間で認識に大きなずれが生じていたことから、本質的な課題があるのかなと思っております。運動会というのは多くの保護者にとって子供の成長を間近で見て、家族や地域の方々と一緒に喜びを分かち合える、そんな大切な行事だと思っています。保護者にとって教育の一部というよりも、かけかえのない思い出を共有する場、家族で成長を実感する時間です。

それでこの総会のときに保護者のほうに説明した言葉ですけれども、園側からの説明の中で、金曜日の平日に運動遊びを公開保育としてやれば、十分に私たちの教育・保育の目的、目標が達成されるということです。参加者が少ないという意見がございますけれども、半年先のことです。何とかありませんかという説明が総会でされているんですけれども、今回、運動会ではなく公開保育の中で運動遊びを見せるという形で実施するという方針が出されているんですけれども、もちろん教育・保育の一環であるという考え方もそれは分かります。しかし、従来の運動会とは形も意味合いも大きく違っていて、実質的には運動会の廃止と受け取られても仕方がないと思います。また園側が土曜日は預かり日なので、土曜日に就労している保護者に対して来てくださいと言えないという見解を示し、また保護者の就労状況を配慮して日曜日は避けたと説明しています。日曜日開催になると、月曜日子供たちが休みなので保護者が休まないといけないだろうということだと思えます。しかしながら金曜日の開催も働く保護者にとっては大きな負担となり得ます。特に会社勤めの方々にとっては、平日は突発的な会議や来客、業務の都合などで予定どおりに休みを取ることはできなくなる可能性がある。半年先の予定だから休めるはずという前提は、今の就労形態や多様性、社会の秩序とはちょっとずれているとは思えます。フルタイム勤務、シフト勤務、フリーランスなど様々な働き方が存在する中で、全ての保護者や家族が金曜日に都合をつけられるとは限りません。平日開催は結果的に参加できない家庭を生む可能性が高く、小中高の兄弟、姉妹の参加は不可能です。私立のこども園であれば園側の方針を強く打ち出してもよいと思うが、村立こども園は公的な制度の下、保護者や地域との合意形成が不可欠です。公的資金で運営されているこども園ですので、園独自の方針で従来の行事の形を大きく変えるときはもっと丁寧に説明し、時間をかけて合意を得るべきだったのではないかと感じています。教育保育の一環として方針を変えること自体は理解します。でもそれが地域や保護者からどう受け止められるのか、もう少し想像力と丁寧な対応があってもよかったのではないかと感じています。これだけ保護者から強い反発の声が出ている背景を教育委員会としてどう分析しているのか。今後保護者に対しどのような説明責任や対応を果たしていくのか見解を伺います。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

○ 教育長（宮城政信） 今の議員のおっしゃるとおりだと思いますけれども、やっぱり保護者との信

頼関係を再構築していかなければいけないと思いますので、園長先生には、やはりもっと丁寧に説明して、教育委員会としても支援しながら運動会の大切さ、保護者、また支援の大切さというのを再度改めて支援、あるいは指導していきたいと思っております。

先ほどから申し上げているとおり、私自身も運動会というのは特別の、答弁でも申し上げましたけれども、長年の積み重ねで今のようになっているので、保育・教育要領だけではまとめられないんじゃないかなと思っておりますので、その辺も含めて園長とも話し合っていきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 大宜味村は「人材を以て資源と為す」という教育理念の下、コミュニティースクールによる地域連携を掲げています。しかし、今回のような一方的な進め方ではその理念と矛盾しています。もう決まっている、園の裁量だと押し通すようなやり方では保護者との信頼関係を損ね、そのことが結果的に教育の質にも影響を及ぼすのではないかと懸念しています。教育長はかつてこども園の初代園長として子供たちや保護者に最も近い立場で寄り添い、信頼を築いてこられた方です。その経験と姿勢には私は大きな信頼を寄せています。だからこそ、今回どんなに声を出しても届かないと感じている保護者の方々の思いを他人事ではなく、自分事として受け止めていただけるものと信じています。現場をよく知る教育長だからこそ誠意ある姿勢で、今後の方針や体制づくりに取り組んでいただけることを強く願っています。最後に教育長一言お願いします。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

○ 教育長（宮城政信） 議員がおっしゃるとおり、この運動会の件に関してではなく、いろんなことが私の耳にも時々伝わってきますが、やはり園を任せている以上、強く出られないところもありましたので、これからはコミュニティースクールになるんですけれども、これになったら強力的な権限があるんですけれども、それ以前に、やはり園長とのコミュニケーションが足りなかったのかと、園の今言った保護者の状況とか、あんまり把握していなかったのも、しっかりと情報、連携を密にし、また指導体制も密にして、今後園の立て直しですかね、信頼関係の構築、あるいはまた保護者の、私も保護者はほとんど知っていますので、保護者の相談とかに乗って一緒に園経営をやっていききたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。よろしくお願いします。

最後に村長にお聞きします。村長、今まで結構いろんな子育ての予算とか給食費の無償とかをやっておられますけれども、やっぱりこども園のこういう問題というのは人手不足とか職員が休みが取れない状況にあるとかという問題もあるのかなと思っております。そこで働き方改革というのも園長のほうは考えて、こういう決断に至ったということも考えられますので、やっぱりこども園の予算というのも、人件費なんかもっとほかにやるべきことがあるのか分からないんですけれども、その辺の調査を入れてでも、もっと充実した形でこども園の子供たちが学校生活を送れるようにお願いしたいと思っております。村長一言お願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 教育委員会と連携して、情報収集して適切に対応していきたいと思えます。

○ 議長（大城佐一） 以上で2番 宮城良治議員の一般質問を終わります。

9番、入場。

（9番 平良嗣男議員 午後3時13分入場）

◇ 前 田 孝 議員

○ 議長（大城佐一） 次に6番 前田 孝議員の一般質問を許可します。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 最後の質問者になりますけれども、いましばらくお付き合いのほどお願いしたいと思います。

それでは第1点目に、平和祭について質問をいたします。

戦後80年の節目を迎える今年、県内各地において平和祭や慰霊祭が行われていますが、令和7年度村長の施政方針には戦後80年について触れられていないのは残念であります。

平和祭についてどう認識され、平和祭の開催についての見解をお伺いいたします。

第2点目に平和の日の制定について質問いたします。

戦争の記憶の風化が心配される中、今を生きる者として歴史をどう正しく継承していくのかが問われており、今が「戦前」とならないように努力し続けなければいけないと思います。「大宜味村平和の日」の制定について見解をお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 前田 孝議員の質問にお答えします。

平和祭についての認識につきましては、戦没者や犠牲者の霊を慰めるとともに平和の尊さや戦争の恐ろしさを次世代に伝え、恒久平和を祈念する式典であると認識しており、村におきましても戦没者慰霊祭を開催する方向で検討しております。

平和の日の制定についてですが、平和の日の制定につきましては、制定する方向で検討していきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 大分古い話になりますけれども、一応お話ししておきたいと思います。

これは10年前の話になります。2015年4月1日発行の村広報、広報ナンバー241ですが、その中で平成27年度施政方針の中で、宮城功光前村長は、戦後70年平和祭について所信表明で触れられているんですよ。それで今回、友寄村長は触れられていないからお聞きしたいと思っております。

また、2015年11月1日付、広報248号では、慰霊祭は平成27年11月20日金曜日午後2時から大宜味村慰霊の塔のほうで開催しますと広報にも載っております。そして翌年の1月1日付、広報250号では、2015年度の大宜味村の重大ニュースとしては、大宜味村慰霊の日の平和を願うということで重大ニュースにも報告されているんです。それで今村長としては開催する方向で検討しておりますということですが、それは非常に結構なことだと私は思っております。それで伺いしておきたいんです。村の遺族会が前はございました。その会員の方々が高齢化して慰霊祭を開催するのが難しいということで、戦後50年記念で恐らく遺族会の主催は辞められたと。そのときに慰霊祭関係については村に継続してくださいというようになっているんです。これは去る5月末か6月初めか新聞にも掲載されております。大宜味村とほかどこか、五、六か所ございましたけれども、私切り抜きするのを失念して、ちょっとなんです。そういう継続されている中ですから、やっぱり戦後10年ずつの節目にはぜひ今後も平和祭というのを開催していくような方向で取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

私、施政方針の中では戦後80周年に関する具体的な内容はありませんでした。施政方針の初めのほうに、7行、8行にわたって平和行政を進めていくというふうなことで、個々の事業には触れていないんですが、トータル的に平和行政を進めていくということでありましたので、施政方針で全く触れていないということではなくて、村としてもそういう意思表示を持っていますので、80周年記念式典、あるいは平和の日の制定に向けても前向きに検討して、実施の方向で進めてまいりたいと思います。御理解よろしくお願いします。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 村長、令和7年度の施政方針では平和行政を進めていくということが書かれているのは知っていますよ。だけど、平和祭について触れていないのが残念であると言っている。その平和行政を進めていく前には台湾有事の話をやっていますよ。だからそれを今、村長が答弁するのは直訳はできないと私は見ているから、残念であるという話をしているんですよね。今後10年ごとにやっぱりやるように、まあ村長は任期がいつまで分かりませんが、それは大宜味村の不文律として、10年ごとの節目には、やっぱり平和祭は継続していくんだということはきちんとやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

10年たつと状況も大分変わってくるんですが、そこら辺は村民の意向も聞きながら、開催の方向で前向きに検討させていただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 次に平和の日の制定について伺いしておきたいと思います。

これも大分、10年前の話です。平成27年の6月定例会で私は憲法9条の碑の建立と平和の日制定について質問しているんです。そのときに質問したあとに憲法9条の碑はおかげさまで建立されているのは皆さん御存じだと思います。しかし、その平和の日については検討していきたいということですが、あれから何もそういう話が出てこなかったのもう古い話ですが、私これ出しております。

それでちょっと紹介しておきたいんですが、与那原町は平成27年に、5月21日を平和の日と定めているんです。中城村は8月17日に制定に向けて、今月6月19日の本会議では採決される見通しだというように載っているわけですが、そこで大宜味村は平和の日をいつにするかという議論も出てこようかと思うんです。それで平成27年に一般質問で私が、大宜味村の日はいつ頃がいいですかということを紹介したいと思います。大宜味村は、村民が山中に避難して下山したのが昭和20年の7月10日から始まったというように聞き及んでいるんですが、大宜味村の場合も、この日が妥当じゃないかと私は思うんですよ。なぜなら、与那原町の5月21日というのは米軍に占領された日だということで、この5月21日を平和の日と制定する。中城の現在提案中の条例の中で、戦後初めて県外や海外からの引き揚げ者が、村役場の久場崎港に帰還した8月17日を中城村平和の日として制定するという条例が提案されている。ですからその平和の日の制定についてはいろいろ議論を深めていかなければならないと思うんですが。村としては平和の日を制定する方向で検討していきたいと思うんですが、その平和の日の日の設定、それについてはどのようにお考えですか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

平和の日の設定というところは非常に悩ましいところで、各自治体にとっても違いますし、状況が違います。大宜味村にとっては先ほど議員がおっしゃったように、7月10日から下山が始まったということでこれも1つの節目だと思いますが、この平和の日の設定の方法については、広く村民の意見を聞いて、あるいは専門家から、歴史史実を確認して平和の日にあふさわしいような日を設定できたらいいなと思っております。例えばの話ですが、今役場入り口のほうに平和の鐘があります。平和宣言もしております。9条の碑とかいろいろ建っていますので、そこら辺を含めて広く村民に問いかけて、大宜味村ならではの平和の日制定に向けて、議論してみんなが納得のいくような形で制定していきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 平和祭について、ちょっとまた戻りますけれども、村としては戦没者慰霊祭を開催する方向で検討しておりますとなっているんですが、これ予算面や、大体いつ頃開催する予定なのか、そこまで検討されているんですしたらお答え願えますか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

今村内で毎年慰霊祭を大きな形ではなくて、三役と担当課で8月15日に村民の代表という形でウガンしておりますが、今回はどの範囲でやるのか、遺族会も解散して実態がないということもありまして、規模、開催方法についてさらに議論を深めて、ですから今年の11月か12月ぐらいには開催できたらいいなと思っております。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 最後にしようと思ったんですが、平和祭について、戦後70年、10年前の11月20日に開催された。この資料があると思うんですよ。これを参考にしないといけなんでしょうね。そのとき私出席したのは覚えているんですよ。それを参考に、やっぱり一般の方々も、郷友会なども見えておられるんですよ、その当時。ですから村長が今言っているのは三役を含めて手を合わせているというのは、それは記念すべき10年とかの節目の年じゃないからそれはいいとしても。私は戦後80年、その記念すべき年に当たるから、平和祭をきちんとやったらどうですかということでお伺いして、その予算面とかいろいろあるでしょうけれども、聞いているわけですよ。その辺についてお聞きして質問を終わりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

議員おっしゃるように80年という節目ですので、10年ごとにこの慰霊祭は必要だろうと。そうすることによって世界の恒久平和を語り継ぐ式典になると思いますので、今から計画立てて、練って、ちゃんとしっかり対応できるように取り組んでまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 以上で6番 前田 孝議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全て終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

(午後 3時28分)

令和7年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 令和7年6月17日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和7年6月17日 午前10時00分)

散 会 (令和7年6月17日 午前10時36分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 大 城 邦 彦

4 番議員 大 山 美佐子

5 番議員 宮 城 美和子

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 新 崎 悟 一

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 友 寄 景 善 教 育 長 宮 城 政 信

副 村 長 宮 城 豊 教 育 課 長 宮 城 利 安

総 務 課 長 真喜志 亮 農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 地 亮

財 務 課 長 前 田 佳 政 監 査 事 務 局 長 知 念 和 史

住 民 福 祉 課 長 宮 城 敦 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 真喜志 亮

企 画 観 光 課 長 佐久川 紀 亮

産 業 振 興 課 長 福 地 亮

建 設 環 境 課 長 花 田 義 徳

会 計 課 長 島 袋 未 来

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 知 念 和 史 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議 案 第 3 3 号	結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約の変更について	質 疑 委員会付託
3	議 案 第 3 4 号	和解及び損害賠償の額の決定について	質 疑 委員会付託
4	議 案 第 3 5 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	質 疑 委員会付託
5	議 案 第 3 6 号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 委員会付託
2	議 案 第 3 7 号	大宜味村始めはシークッカーサーで乾杯条例	質 疑 委員会付託
6	議 案 第 3 8 号	令和7年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	質 疑 委員会付託
7	議 案 第 3 9 号	令和7年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	質 疑 付 託 省 略
8	議 案 第 4 0 号	令和7年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算（第1号）	質 疑 付 託 省 略

◎開議の宣告

○ 議長（大城佐一） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第33号の質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第1 議案第33号 結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） これまでに結の浜地区大型宿泊誘致及び海浜公園整備事業について、住民説明会を持つようにということで、住民から要望書が出てたと思います。それでその関係で村の説明では、海浜公園は開園しても年間400万円の赤字と試算されてる。利用者の9割はホテル宿泊者で見込まれてるという、2023年10月を最後に約1年半も住民説明会が開催されてないということで審査会にですね、大宜味村情報公開及び個人情報保護審議会に申し出たところ、そのときに出された付言がですね、こういうふうにあります。本審議会の結果及びその判断の理由について以上のとおりであるが、実施機関の情報公開に対する基本的な姿勢について補足的に意見を述べる。よりよい地域社会を実現していくためには、住民参加による公正で民主的な開かれた村政の推進が必要である。情報公開というのは受動的に情報公開請求に対することだけではなく、能動的、積極的に行政から住民へ情報を発信していくことも含まれてると考える。本事案は、実施機関が示した宿泊誘致が予定より大幅に遅れてるにもかかわらず住民説明会が開催されず、説明がなされてないことに端を発すると推測される。そのことから、宿泊施設予定事業者にも諸般の事情があるとも理解するが、実施機関においては事業者と鋭意調整を進め、村民協働の行政運営を図るため、早い段階において住民説明会の開催を実現していただきたいというように結ばれております。

それで、なぜ説明を持たず、この海浜公園事業が進められてるか。先ほど読み上げた対応についてもどのように考えているか、村長の考え方を聞かせてください。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 吉浜議員の質疑にお答えしたいと思います。

長い間、住民説明会が開催されていないということですが、これは物価高騰、そして能登地方の地震によって事業者が計画を大幅に見直さなければならないということがあります。当初住民説明会した計画とは大分変わるものと思われまして、村と事業者、鋭意調整を図っておりまして、この間の住民説明会というのは住民にしっかりと説明ができる資料、データ等がまだ確定しないので、新たな計画で住民説明会にしようような資料というんですか、計画がはっきりした時点で住民説明会を早急に持ちたいというふうに考えております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） しっかりした説明資料も大切ですけど、今情報では能登半島に関連するホテルがあって、液状化してホテルが潰れたとかいろいろ情報があってですね、そしたら埋立地は20メートルのボーリングしかさされてないということで、それで実際は……。

○ 議長（大城佐一） 吉浜 覚議員、議案第33号は海浜公園の変更契約についての議題でありますので、そのことについて質疑をお願いします。

○ 8番（吉浜 覚） はい、はいどうも。そういう観点ですね、いろいろ状況が変わってきてるんですが、今契約懸案ですけど、片方は置き去りにされて進められていることに対して、住民は不安に思っています。その辺を分かる範囲でいいから、住民説明会も持つという姿勢が必要だと思います。そういうことも踏まえてね、私はこの議案に対応していきたいと思います。

じゃあ、この件についてはまた委員会に付託されるということですが、私もその委員会の報告を受けてですね、対応していきたいと思います。以上で終わります。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第33号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第34号の質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第2 議案第34号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 今朝配られた資料についてお伺いしたいんですけども、これだけではよく分からないので、もう一度説明をいただけますか。今回の損害賠償に至った経緯だとか、後の不適切な事務処理について、これとこっちがどう関係するのか、この辺をお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えします。

この損害賠償の件ですが、経緯といたしましては議案書にも書いてあるとおり、令和6年12月24日から本村から転出しております障害支援区分支給決定障害者の本村における障害支援区分支給決定時の事務処理において、お配りしております件数ほどの不適切な事務処理がございまして、それに伴い医師の意見書の不備であったり、専門家への二次判定を行わず支給決定を行ってしまっているというところの不適切な事務処理があったことによる転出先市町村において、こちらのほうに資料を提供することができず、今回損害賠償として50万8,470円を事業所のほうに支払うこととしているところでございます。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） それだとですね、今、後ろに件数が書かれていて、全体として総数70件、未処理34件、処理未完了36件、これから賠償が伴う可能性のある案件がこれだけあるという認識でよろしいですか。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えします。

件数70件ということでお配りしておりますが、その中で全てが損害賠償の対象になるということではございません。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 私が聞いているのは、70件のうち損害賠償になる可能性がある案件があるのか、全てとは聞いていないですよ。1件でも2件でも、今回50万円ちょっとの話ですけども、これからど

のぐらいになるのか。金額までは分からないにしても、全てではなく、あるのかないのかです。お願いします。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えします。

損害賠償が発生する案件があるのかというところですが、もしかするとこの中で幾つか発生するものがあるかと思いますが、全てではないというところでございます。あと、それに加えて支援区分の支援決定の30件に関しましては、今後また県とも調整していくことになるかとは思いますが、この負担金の関係ですね、その辺はまた県と調整した上で回答させていただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 新崎悟一議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書の規定によって特に発言を許しますが、簡単明瞭にお願いします。7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） これは多分急を要する事項だと思うんですね、損害賠償支払いですから。何でこれは専決処分じゃなかったのかお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

専決事項となると、やはり専決事項に指定されているものがありまして、和解及び損害賠償の額については、50万円以下について専決処分できるということであるんですが、今回のものについては50万円以上ということで議会への提案となっております。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 先ほどの質疑に関連しておるんですが、専決処分の話があったんですけど、50万円以下ということになっているという説明がありましたけど、これは50万円を超えてるんですが、実際和解合意書によると、もう既に合意書も交わされて……失礼しました。それで生じるということになってるんですけど、実際はこれまでの説明では基本的には同意していると。そしてこの件については実質的に私も専決処分に値してたんじゃないかなというふうに思ってたんですよ、前の説明に。だからその辺のやっぱりいきさつ言うんかな。きちっとした形で早急にやらなければ延滞金とか、これには書かれてないんですけど、業者についてはこの収入がなければ借入れとかいろいろあるんで、早急な処理の方法になると思うんですけど、1件だけ先にするのも不本意であるけど、先ほどこの関係者にね、負担かけてはならないだろうという思いで一応対応はしていきたいと思いますが、今後ともこの辺はね、やっぱり整合性を出していただきたいと思いますが、いかがですか。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

○ 副村長（宮城 豊） お答えします。

先ほど来あるように、私どもも法令にのっとって50万円以上は専決しちゃ駄目ということなので、もしやるのであれば臨時会、今議員がおっしゃっているように早急にするんだったら臨時会も開いてもよかったんじゃないかという解釈だと多分思うんですが、事業者さんともお話しして、これ以上のものはないというところの和解承諾というところで納得していただいて、先週押印していただいて、議会の議決から効力を発するというので、議員の皆さん方の承諾を得て議決されるというところで、その後に早急に向こうのほうには送金していきたいと思います。この損害賠償に関しては、今後も50万円以下の少額のものに関してはその都度やる必要はないんですが、私ども執行部の考えはその都度直近の議会では少額であっても出していこうという方針を出しておりますので、今後は少額であってもそういう損害賠

償に関しては提案の方向でさせていただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 説明資料の35ページに介護給付費・訓練等給付費算定資料が提出されております。私もこれを直接持っていったからチェックしたわけではないけど、専門の方に電話入れて、本議案についてはね、手続の方法は別として、金額の算定については問題ないだろうというようなことを一応助言がありましたので、一応は前向きに考えていこうと思ってるんで、先ほど副村長から言われた、その都度ね、また誤りがあるかどうかは分からないけど、そういうものもやっぱりきちっと確認できるように。今回の、今朝提出された不適切な事務処理についての説明資料だけでは不十分ですので、こういうものもつけてからですね、きちっと今後議会にも資料提出していただきたいと思いますのですが、どうですか。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

○ 副村長（宮城 豊） 丁寧に、議員の皆さん方には分かるような資料を提供していきたいと思います。今後はですね、少額の和解についてということで……、失礼いたしました。今回和解書とか合意書とかをつけさせていただいてはいますが、今後説明資料等に関しては、示談書等をつけて、資料として提出していきたいと考えております。以上です。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第34号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第35号の質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第3 議案第35号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 村長にお伺いしたいんですが、障害者補償事務における不適切な事務処理の具体的な内容やその全貌、現在どのような状況にあるのか、明確に示していただけますでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 現在、課を挙げてどれだけの件数があるかということを、今資料で提供して示しているとおり、そして処理済みとありまして、今後もさらにまた精査して、あるいは県との調整事項があると思いますが、現時点ではまだまだ処理すべき課題、問題はあると思います。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） まだ具体的な全容はつかめていないということですね。今回の給与の減額は道義的責任を明らかにするためとされていますが、その責任の範囲内や内容をどのように定義するのか。具体的な基準は定められているのかお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） この件に関しましては、現時点で村長の責任を明らかにするために今回提案させていただきましたが、内容については基準とかそういうのはありませんが、今回させていただきました内容で皆さんの御審議をお願いしたいと思います。

- 議長（大城佐一） 7 番 新崎悟一議員。
- 7 番（新崎悟一） 今回、多分これは50万円に対しての責任という意味なのかなとも思うんですけども、村長を10%減、副村長を5%減、これを3か月間という根拠ですね、どういう根拠で減額に対する件が出ているのか。その説明をお願いします。
- 議長（大城佐一） 村長。
- 村長（友寄景善） 根拠につきましてはありませんけど、道義的責任、あるいは前例とか参考にして今回の提案とさせていただいております。
- 議長（大城佐一） 新崎悟一議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書の規定によって特に発言を許しますが、簡単明瞭にお願いいたします。7 番 新崎悟一議員。
- 7 番（新崎悟一） 現在の状況を踏まえて、全容が明らかになるまでの期間にした措置を考慮するとか、あとは全容が解明された後に道義的責任についてもう一度取るとか、そういう形にしたほうが私はいいいと思うんですけども、なぜかという、今まだ全容が分かっていないんですよ。分かっていないところで取りあえず、今、道義的責任を取ってもらったところで、これからどれだけの被害が出るか分からないのに、まだ責任を取るのは早すぎると思うんですが、その辺はどうお考えかお聞きします。
- 議長（大城佐一） 村長。
- 村長（友寄景善） 今回の一部改正は、道義的責任を取ってということで、早めに対応しなければいけない。議案第34号との絡みもありまして、今後どのような形になっていくかまだはっきりした見通しは立ちませんが、それはそのときでまた責任の所在等は新たに示したいと思います。
- 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。
- （発言する者なし）
- 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。
- ただいま議題となっています議案第35号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第36号の質疑、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第4 議案第36号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。
- これから質疑を行います。質疑ありませんか。
- （発言する者なし）
- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- ただいま議題となっています議案第36号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第37号の質疑、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第5 議案第37号 大宜味村始めはシークワサーで乾杯条例を議題とします。
- これから質疑を行います。質疑ありませんか。
- （発言する者なし）
- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- ただいま議題となっています議案第37号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第38号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第6 議案第38号 令和7年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第38号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（大城佐一） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議案第39号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第7 議案第39号 令和7年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第39号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第39号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第39号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 令和7年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第39号は、可決されました。

◎議案第40号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長(大城佐一) 日程第8 議案第40号 令和7年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第40号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第40号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第40号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 令和7年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第40号は、可決されました。

-
- 議長(大城佐一) 休憩します。

(午前10時31分)

-
- 議長(大城佐一) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時35分)

◎諸般の報告

- 議長(大城佐一) これから諸般の報告を行います。

休憩中の予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に大城邦彦議員、副委員長に大山美佐子議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

（午前１０時３６分）

令和7年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 令和7年6月19日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (令和7年6月19日 午前10時00分)

閉 会 (令和7年6月19日 午前10時43分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

3 番議員 大 城 邦 彦

8 番議員 吉 浜 寛

4 番議員 大 山 美佐子

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 美和子

10番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 知 念 和 史 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議 案 第 3 3 号	結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約の変更について	委員長報告 質疑～表決
2	議 案 第 3 7 号	大宜味村始めはシークッカーサーで乾杯条例	委員長報告 質疑～表決
3	議 案 第 3 4 号	和解及び損害賠償の額の決定について	委員長報告 質疑～表決
4	議 案 第 3 5 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
5	議 案 第 3 6 号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
6	議 案 第 3 8 号	令和7年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
7	意 見 第 2 号	国の制度創設による小中学校給食費の無償化を求める意見書	提 案 説 明 付 託 省 略
8	決 議 第 1 号	西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相と史実を歪め、否定する発言への抗議決議	提 案 説 明 付 託 省 略

◎開議の宣告

- 議長（大城佐一） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第33号及び議案第37号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（大城佐一） 日程第1 議案第33号 結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約の変更について及び日程第2 議案第37号 大宜味村始めはシークワサーで乾杯条例の2件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大議第238号

令和7年6月19日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮 城 良 治

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第33号	結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約の変更について	可 決 全会一致
議案第37号	大宜味村始めはシークワサーで乾杯条例	原案可決 全会一致

（宮城良治経済建設常任委員会委員長 登壇）

- 経済建設常任委員会委員長（宮城良治） 経済建設委員長報告。ただいま議題となりました議案第33号、議案第37号の2件について、経済建設常任委員会における審査の結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長の出席を求め、6月17日午前11時00分審査予定を15分繰り上げて午前10時45分から審査をいたしました。

まず、議案第33号 結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約の変更について報告いたします。

本工事は令和6年第5回臨時会で議決を経て締結した変更契約となっています。

主な変更工種は、突堤工等の数量変更に伴うものです。原契約額に対する変更増額は32,239,900円で、

合計変更契約金額は738,439,900円となっています。

次に、議案第37号 大宜味村始めはシークワサーで乾杯条例について報告いたします。

本条例は、大宜味村に関わる人々がシークワサーを活用した乾杯の習慣に取り組むことで、シークワサーの需要拡大を図ることを目的に制定するものであります。

なお、公布の日から施行とされております。

議案第33号、議案第37号の2件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第33号 結の浜海岸公園整備工事（1工区）の請負契約の変更についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第33号について討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 議案第33号 結の浜海岸公園整備工事（1工区）の請負契約の変更について、反対の立場で討論を行います。

本議案は、人工リーフ工、突堤工、仮設道路工等の数量変更に伴い増額変更の必要があるとしています。

結の浜海岸公園整備工事は、結の浜近傍には、子供から大人まで利用可能なビーチが所在している。しかし、当地はシャワーやトイレといった基本的な設備がなく、また、ビーチと一体化となった海洋レクリエーション機能が未整備であるため、地域や観光客にとっては利用しづらい状況下にある。そこで、シャワー・トイレや炎天下の日よけとなる東屋駐車場を備えた海浜公園として整備し、さらに、ビーチスポーツを始めとするマリンアクティビティが可能となる施設を併用することにより、当地を目的地として滞在する観光客への訴求力を高め、魅力ある観光地の形成を行うとともに、沖縄における観光客偏在の解消を通じて、北部全体の発展に寄与するとしています。

本件事案については、2023年10月を最後に住民説明会が開催されていない。事業そのものに疑問に対しての説明がないままに工事に着手した格好になっています。住民から行政不服審査法に則った審査請求に対する村情報公開及び個人情報保護審査会の答申書は、実施機関の情報公開に対する基本的な姿勢について補足的に意見を述べると付言があります。付言は、「よりよい地域社会を実現していくには、住民参加による公正で民主的な開かれた村政の推進が必要である。情報公開というのは受動的に情報公開請求に対することだけではなく、能動的、積極的に行政から住民へ情報を発信していくことも含まれていると考える。本件事案は、実施機関が示した宿泊誘致が予定より大幅に遅れているにも関わらず説明会が開催されず、説明がないことに端を発すると推測される。そのようなことから、宿泊施設予定事業者にも諸般の事情もある事も理解するが、実施機関においては事業者と鋭意調整を進め、村民協働の行政運営を図るため、早い段階において住民説明会の開催をして頂きたい」と結んでいます。

大型リゾートホテルを誘致し、隣接地に人工ビーチを伴う海浜公園事業が進められています。村の説

明では、海浜公園は開園しても年間約400万円の赤字と試算。利用者の9割はホテル宿泊者で見込んでいます。

しかし、最近ホテル建設予定地で地下50mのボーリング調査の実施があり軟弱地盤が確認されたことで、ホテル建設の当初計画の4階建から平屋に変更するとの情報もあります。また、4月に村民から村長あてに「塩屋漁港及び周辺の海岸浸食等の原因究明と対策が求められている地域水産物供給基盤整備事業に対する漁港、漁港海岸及び漁場整備に関する適正な管理運営、正当性と周辺の環境影響対策（環境アセスメントも含む）の実施と、大宜味村字大兼久沖合で海砂採取に対しても……

○ 議長（大城佐一） 吉浜 覚議員、ちょっと議題外になっていますので、議案第33号についての討論をお願いします。

○ 8番（吉浜 覚） 同様な対策ができるようにについて（要請）」があります。さらに、6月現在に沖縄県は海砂採集にかかる委員会設置を検討していることが確認されています。

ついては、過度な財政負担や災害を誘引する危険性があり、計画の実行性や科学的見地を示すことなく、地域住民を不安に陥れる事業は認めることができません。どうか、本議案に対する各議員の反対の賛同を求め、反対討論とします。

○ 議長（大城佐一） 次に原案に対する賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで討論を終わります。

これから議案第33号 結の浜海浜公園整備工事（1工区）の請負契約の変更についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○ 議長（大城佐一） 起立多数です。

したがって議案第33号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第37号 大宜味村始めはシークワサーで乾杯条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第37号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 大宜味村始めはシークワサーで乾杯条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第34号～議案第36号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第3 議案第34号 和解及び損害賠償の額の決定について、日程第4 議案第35号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例及び日程第5 議案第36号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の3件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 2 4 0 号

令和7年6月19日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

総務常任委員会

委員長 大 城 邦 彦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第34号	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決 全会一致
議案第35号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	原案可決 賛成多数
議案第36号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

（大城邦彦総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（大城邦彦） ただいま議題となりました議案第34号から議案第36号の3件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長の出席を求め、6月18日午前10時00分から審査をいたしました。

はじめに、議案第34号 和解及び損害賠償の額の決定について報告いたします。

本案は、障害者支援区分支給決定時の不適切な事務処理により支給決定が遅れ損害を発生させたとして、金508,470円の損害賠償を支払うとされております。

質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第35号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、議案第34号であった不適切な事務処理により道義的責任を明らか

にするため村長及び副村長の給料を一部減額するものであります。

吉浜委員から議案第34号と関連が伴うということでセットと捉えるか、それとも全容は別となっているかと質疑があり

未処理分を早急に解決し全容解明した後に検討すると答弁があった。

討論はなく、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第36号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきましては、離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るものであります。内容につきましては、適用期限を延長するものであります。

質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第34号 和解及び損害賠償の額の決定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第34号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 和解及び損害賠償の額の決定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第34号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第35号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第35号について討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 議案第35号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

本議案は、障害者福祉事務における不適切な事務処理により、村民及び関係者の皆様の村政運営に対する信頼を損なった道義的責任を明らかにするため、特別職の職員で常勤のものの給料を改める必要があるためとしています。

追加資料によると、不適切な事務処理について2025/06/12現在で確認されているのが全体の総数70件

と報告があります。全体の内容が掌握できないままの道義的責任を明らかにするのは、無責任極まりない不適切な行為としか言えません。

総数70件の内の1件は、議案34号和解及び損害賠償の額の決定についての事案ですが、資料の介護給付費・訓練等給付費の算定資料を介護の関係者に内容を確認したところ問題はないことが理解することが出来ました。また、事業者に対して給付費がないため、事業所運営に支障きたしているので一刻も損害額の支弁をすべきとの認識をしています。さらに、公務員賠償責任保険制度について関係機関に本事案の事例を紹介したところ、仕事のミスとして公務員賠償責任保険制度の適用する事案だとの説明もありました。このような状況にもかかわらず総務常任委員会では、本議案と議案34号和解及び損害賠償の額の決定についての事案のみのセット議案だとの担保が取れていなく、不適切な事務処理事案の全体に対する判断することは不適切と認識をしました。

ついては、不適切な事務処理について全体数、内容、原因究明と対策の報告を受けて判断すべきと思います。本議案に対する各議員の反対の賛同を求め、反対討論とします。

○ 議長（大城佐一） 次に原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで討論を終わります。

これから議案第35号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○ 議長（大城佐一） 起立多数です。

したがって議案第35号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第36号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第36号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第36号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第6 議案第38号 令和7年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）について議題とします。

委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第242号

令和7年6月19日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

予算審査特別委員会

委員長 大城 邦彦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第38号	令和7年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	原案可決 全会一致

○ 議長（大城佐一） 予算審査特別委員会委員長。

（大城邦彦予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（大城邦彦） 予算審査特別委員会委員長報告。ただいま議題となりました議案第38号 令和7年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

6月18日午前11時00分からの審査予定を20分繰り上げて午前10時40分から委員会を開催し審査いたしました。

執行部から副村長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

議案第38号 令和7年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）の予算の補正は90,074千円の増額補正となっております。

主な内容は、歳入で

14款「国庫支出金」は社会資本整備総合交付金による37,739千円の増額

15款「県支出金」は農林水産業費補助金による8,698千円の増額

18款「繰入金」は基金の取り崩しによる7,834千円の増額

21款「村債」は過疎対策事業債による22,200千円の増額によるものです。

歳出で

3款「民生費」23,860千円の増額で「定額減税補足給付金事業費」と「子ども子育て支援費」の増。

6款「農林水産業費」15,818千円の増額で主に、「畑作等促進整備事業」によるものです。

8款「土木費」33,662千円の増額で主に「社会資本整備事業」によるものです。

11款「災害復旧費」5,468千円の増額で主に昨年11月の豪雨災害に伴う復旧費の増によるものです。

13款「諸支出金」7,168千円の増額で主に「基金利子」の積立によるものです。

議案第38号は、質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第38号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第38号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 令和7年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎意見案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（大城佐一） これから全員発議により提出されました日程第7 意見案第2号 国の制度創設による小中学校給食費の無償化を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。3番 大城邦彦議員。

（3番 大城邦彦議員 登壇）

○ 3番（大城邦彦） 意見案第2号 国の制度創設による小中学校給食費の無償化を求める意見書
上記の意見案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年6月19日

大宜味村議会議長 大城佐一 殿

提出者 大城邦彦 宮城 貢 宮城良治 宮城美和子 大山美佐子 前田 孝 新崎悟一 吉浜 寛
賛成者 平良嗣男

提案理由 子どもたちの健やかな成長に必要な学校給食を全ての子どもに提供していくためには、国による全国一律での学校給食費無償化を早期に決定すべきであるために本案を提出します。

国の制度創設による小中学校給食費の無償化を求める意見書

学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。食育の観点から学校給食の目

標や学校給食を活用した食に関する指導などが追加されました。このことは、食育基本法への対応と同時に、学校給食の教育的効果を引き出し、学校における食育の推進がより明確になり、教科学習とともに学校給食は食育推進のために重要な役割を担うことになりました。

2023年9月1日現在、自治体独自の無償化を実施していた自治体は、1,794自治体中722自治体にのびります。うち547自治体が給食を実施するすべての小中学校の児童生徒を対象に無償化を実施しております。

本村においても、令和6年4月からふるさと応援寄附金等を原資として無償化を実施しているが人件費や材料費の高騰により、事業の継続が危ぶまれている状況である。

保護者の学校給食費の無償化に対する期待は大きいものであり、また、学校給食の果たす教育的意義に鑑みたとき、学校給食費の無償化を全国の学校で一律に実現するためには国の主導的関与が必要です。

子どもたちの健やかな成長のためにも、国の財政支出により下記事項の実現を強く求めます。

記

1 国の制度創設により小中学校の給食費の無償化を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月19日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから意見案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって意見案第2号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第2号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第2号 国の制度創設による小中学校給食費の無償化を求める意見書を採決します。

意見案第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって意見案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎決議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○議長（大城佐一） 日程第8 決議案第1号 西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相と史実を歪め、否定する発言への抗議決議を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○8番（吉浜 覚） 決議案第1号 西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相と史実を歪め、否定する発言への抗議決議

上記の意見案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年（2025年）6月19日

大宜味村議会議長 大城佐一 殿

提出者 吉浜 覚 新崎悟一 宮城 貢 宮城良治 大城邦彦 大山美佐子 宮城美和子 前田 孝
賛成者 平良嗣男

提案理由 憲法記念日の5月3日、那覇市内で開催された「憲法シンポジウム」において講演を行った自民党の西田昌司参議院議員は、ひめゆりの塔の展示説明に触れ「日本軍がどんどん入ってきて、ひめゆりの部隊が死ぬことになった。そして米国が入ってきて、沖縄が解放されたと、そういう文脈で書いている。亡くなった方々は救われない。歴史を書き換えられることになる」と発言した。これは、甚だしい認識錯誤であり、沖縄戦の実相と沖縄県民の証言、戦後沖縄の歩みなどの歴史の事実を歪曲するもので、本村議会は激しい憤りをもって抗議する。

よって、本案を提出する。

西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相と史実を歪め、否定する発言への抗議決議（案）

憲法記念日の5月3日、那覇市内で開催された「憲法シンポジウム」において講演を行った自民党の西田昌司参議院議員は、ひめゆりの塔の展示説明に触れ「日本軍がどんどん入ってきて、ひめゆりの部隊が死ぬことになった。そして米国が入ってきて、沖縄が解放されたと、そういう文脈で書いている。亡くなった方々は救われない。歴史を書き換えられることになる」と発言した。これは、甚だしい認識錯誤であり、沖縄戦の実相と沖縄県民の証言、戦後沖縄の歩みなどの歴史の事実を歪曲するもので、本村議会は激しい憤りをもって抗議する。

沖縄戦に動員され犠牲になった女子生徒らを追悼するひめゆりの塔の前にある石碑に刻まれた「ひめゆりの塔の記」をはじめ、そばに建つ「ひめゆり平和祈念資料館」の展示内容にも、西田氏発言のような記述は過去にも現在にも存在の事実はなく、「ひめゆり平和祈念資料館」関係者も明確に否定している。西田氏は9日、「ひめゆりの塔」に関する発言を巡り、「不適切だった。沖縄県民におわび申し上げ、訂正、削除する」と訂正したが、発言そのものは事実で間違っていなかったと言い張り、「ＴＰＯ（時・場所・場合）をもう少しわきまえるべきだった、配慮が足らなかった」と釈明した。

また、西田氏は「沖縄戦は、民間の方もたくさん犠牲になられたが、それを助けるために日本軍が行った」「沖縄の方、同胞を守るために先人が戦っていた」と指摘、沖縄に駐留した日本軍第32軍は、県民を守るため米軍に決死の戦いを挑んだと主張し、沖縄戦犠牲の美化につながりかねない歴史観を披露している。

これに対し、沖縄戦体験の証言や研究から明らかになってきた沖縄戦の事実は、国体護持を至上命令とする日本軍が1944年に配備され、本土決戦を遅らせるため沖縄で時間稼ぎの「戦略持久戦」を続け、

日本軍によって旧制中学校や旧師範学校の生徒が、ひめゆりをはじめとする学徒隊や鉄血勤皇隊などとして戦場に駆り出され、多くの犠牲を出した。さらに、首里城の地下に造った司令部を放棄し、住民が避難していた本島南部に撤退した結果、軍民混在の状況の中、住民を巻き込んだ激しい地上戦となり、住民の命が奪われた。これらは日本軍の作戦による犠牲であることは紛れもない歴史の事実である。大宜味村においても日本兵による住民虐殺が行われている。沖縄戦の最大の教訓が「軍隊は住民を守らない」とされてしまう理由はそこにある。

西田氏の一連の発言は、軍人よりも一般住民の犠牲者がはるかに上回っている沖縄戦の凄惨な経過や被害、犠牲という事実に対してあまりにも不誠実な態度であり、歴史を都合の良いように「書き換える」かのような姿勢は断じて許されるものではない。また、「沖縄の場合は、地上戦の解釈を含めて、かなりめちやくちやな教育のされ方をしている」との発言も決して看過できない。

よって、本村議会は、沖縄戦の実相と沖縄県民の証言、沖縄の戦後の歩みなどの歴史の事実を歪曲する西田昌司参議院議員の発言に怒りを込めて抗議し、真摯な謝罪と撤回を強く求めるとともに、戦後80年を機に西田氏のような認識を持つ全ての方々が沖縄に足を運んで、この沖縄戦の実相、”沖縄のこころ”、戦争体験に基づいた沖縄県民の恒久平和への強い想い、米軍支配に抗った沖縄の歴史を真摯に正しく学び、認識を改めていただくよう強く望むものである。

以上、決議する。

令和7年（2025年）6月19日
沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先、西田昌司参議院議員、石破茂自由民主党総裁

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって決議案第1号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから決議案第1号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第1号 西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相と史実を歪め、否定する発言への抗議決議を採決します。

決議案第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（大城佐一） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（大城佐一） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第5回大宜味村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

（午前10時43分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員